

1 1 就労系サービス等に係る留意事項

6 障害者の就労支援の推進等について

(1) 就労系障害福祉サービスの適正かつ効果的な実施

① 全般的な事項

(ア) 第5期障害福祉計画最終年度における取組の着実な実施【関連資料1】

- 第5期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、「令和2年度中に一般就労に移行する者を平成28年度実績の1.5倍以上」とすることを目標値として設定することを基本とし、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととしている。
- 一方、例年ベースで、一般就労への移行率別の施設割合の推移とみると、前年度の移行者数がゼロである事業所の割合について、都道府県毎にバラツキがある状況にあることから、各地域においてその原因等の分析を進め、対応策を検討していく必要がある。
- このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、最終年度である第5期の目標達成に向け、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を改めて確認し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などにおいて、地域一丸となった一般就労への移行や定着に向けた方策を検討していただくようお願いする。
例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、このような取組も就労移行支援事業所と連絡調整の上、進めていただきたい。

(イ) 第6期障害福祉計画基本指針案の考え方【関連資料2】

- 第6期障害福祉計画においては、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、
 - ・ 就労移行支援の目標を明確化するとともに、
 - ・ 就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する予定である。
- また、就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定する予定である。
- 具体的には、新しい指針では、直近の状況等を踏まえ、令和5年度末

における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ① 令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- ② 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。
* 就労継続支援A型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
- ④ 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- このほか、次の取組を進めることが望ましいことを新しい指針に記載する予定である。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

（ウ）平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の影響【関連資料3】

- 就労系障害福祉サービスについては、平成30年度報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させることとした。
- 平成30年4月と平成31年4月を比較すると、改定後の状況は次のとおりであり、全国的に見ると、平成30年度報酬改定により見込んだ効果は概ねあったと考えられる。
 - ・ 就労移行支援は、定着率の高い事業所・利用者が増加
 - ・ 就労継続支援A型は、平均労働時間が短時間の事業所・利用者は減少し、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満の事業所・利用者が増加

- ・ 就労継続支援 B 型は、平均工賃月額が高い事業所・利用者が増加
- ・ 就労定着支援は、令和元年 7 月時点において、就労定着率 7 割以上の事業所・利用者が 8 割超。

② 各サービスにおいて留意いただきたい事項等

(ア) 就労移行支援【関連資料 4】

- 平成 30 年度以降、全国就労移行支援事業所数は減少傾向にあり、既存事業所においても利用者の確保に苦慮している事業所が少なくない。このため、地域においてハローワーク、就労継続支援事業所、特別支援学校等の就労支援関係者によるネットワークを活用し、就労移行支援の利用が見込まれる者の掘り起こし等を進めるとともに、地域において障害者の就労移行に係るサービス基盤が引き続き確保されるよう留意願いたい。
- また、大学（4 年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。）在学中の者、一般就労しており休職中の者に対する就労移行支援の利用については、定められた条件をいずれも満たす場合において、支給決定を行っても差し支えないこととなっている。特に、発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱える学生に対しては早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることも踏まえ、これらの者の支援ニーズがあった場合には就労移行支援事業所の利用が適切に行われるように市町村に周知いただきたい。
- さらに、就労中の就労移行支援の利用可否については、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年 11 月 5 日付け障障発 1105 第 1 号）において、市町村が、以下の 3 点を踏まえて就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断した場合は、就労中の就労移行支援の利用を可能としている。
 - ・ 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
 - ・ 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的な負担にならないか。
 - ・ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か
 市町村が必要性を判断するためには、例えば就労中の就労移行支援の利用に関して当該利用者が就労している企業等の意向が十分踏まえられているか（就労移行支援を利用することによって、当該企業等が当該利用者の勤務時間や労働日数を増やすことを予定しているか等）等を確認した上で、慎重に判断されるように周知いただきたい。
- 最後に、就労移行支援の標準支援期間（2 年間）を超えて更新を行う場合や、就労移行支援の複数回利用希望があった場合の取り扱いに関し

て、本年度市町村に実施したアンケート調査によると、自治体によっては個別の対象者の状況を勘案せず、一律の取り扱いが行われているケースが見られた。就労移行支援の利用等に際しては、引き続き、市町村は個々の対象者の状況を勘案してサービスの利用を判断いただきたい。

（イ）就労定着支援【関連資料 5】

- 就労定着支援の実施状況について、令和元年 11 月国保連データによると、事業所数 1,162 事業所、利用者数 10,009 人となっている。就労移行支援事業所が 3,132 事業所であることを踏まえると、地域における就労定着支援の体制の中で、就労定着支援事業がその一翼を担えていない現状が伺える。このため、各自治体においては、就労定着支援事業の整備状況を踏まえつつ、改めて地域における就労定着支援の体制整備について、自立支援協議会等地域の関係者間で現状把握や認識共有、必要に応じて対応策の検討等をお願いしたい。
- また、就労定着支援事業を終了し、なお支援が必要な者については、障害者就業・生活支援センターに支援を引き継ぐ等、地域における就労支援機関の連携が必要になるが、連携を円滑に進めるための情報共有や支援の引き継ぎの方法等が未整理の地域も多いと考えられる。このような地域においては、先に述べた地域における就労定着支援の体制整備とあわせて障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関との連携方法についても関係者間で検討いただきたい。

（ウ）就労継続支援 A 型【関連資料 6】

- 就労継続支援 A 型における経営改善計画書の提出状況（平成 31 年 3 月末時点）については、実態把握を行った事業所のうち、提出の必要がある事業所は 66.2%（前回調査時：71.0%）であった。前回調査時と比較して数値上改善はしたものの、依然として、経営改善が必要な事業所が全国に多数ある状況である。また、平成 30 年度における就労継続支援 A 型事業所利用者の全国平均の賃金月額 は 76,887 円、対前年比 2,802 円増（3.8%増）となっている。
- 改めて、経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことであり、各自治体においては、引き続き、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取組を実施していただきたい。また、そもそも管内の就労継続支援 A 型の経営状況の事態把握が十分に実施できていない自治体も見受けられることから、引き続き、管内事業所の経営状況には注視していただきたい。
- なお、令和 2 年度においては、「工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業」として、全国の就労継続支援 A 型事業所の経営改善を支援（実効性ある経営改善計画の作成に向けた支援含む。）するためのモ

デル事業を実施する予定である。

(エ) 就労継続支援 B 型

- 就労継続支援 B 型の利用については、改めて、次に該当する者であれば、年齢に関わらず利用することが可能となっている。
 - ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 - ② 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- このため、現状において、就労継続支援 B 型については、高齢者、若年認知症の方、高次脳機能障害の方など様々な状態の方が利用していることから、その者の支援ニーズに応じ、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが重要である。
- また、平成 30 年度における就労継続支援 B 型事業所利用者の全国平均の工賃月額 は 16,118 円、対前年度比 515 円増 (3.3% 増) となっている。平均工賃月額は、平成 20 年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成 18 年度から 31.9% 上昇している。各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援 B 型事業所利用者の平均工賃はわずかず増加してきているが、6.1% の事業所で平均工賃が 5 千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である 3 千円を下回っている事業所もあるので、引き続き、「工賃向上計画」に基づく着実な取組の実施をお願いしたい。
- なお、本年度の「工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業」においては、既に各都道府県平均以上の工賃を実現している事業所に対する更なる工賃向上支援のノウハウ構築を図っているところであり、当該支援に係るガイドブック等が完成次第、情報提供させていただくので、工賃向上計画支援等事業(基本事業)の取組などにも活用いただきたい。

③ その他

(ア) 令和元年台風 19 号及び新型コロナウイルス感染症に伴う対応

- 令和元年台風第 19 号への対応については、障害福祉サービス等に関する各種の事務連絡を発出しているところであるが、「令和元年台風第 19 号に伴う災害による指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱いについて」(令和元年 11 月 13 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)により、対象となる就労継続支援 A 型については、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能となっているので、留意いただきたい。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、障害福祉サービス等に関する各種の事務連絡等を発出しているが、就労系障害

福祉サービスに関しては、

① 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和２年２月２０日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、

- ・ 就労継続支援Ａ型について、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能
- ・ 就労継続支援Ｂ型について、災害時と同様に基本報酬の算定区分で前々年度の平均工賃月額を適用すること等が可能
- ・ 就労継続支援事業所及び就労移行支援事業所について、平時より在宅でのサービス利用が一定の条件のもと可能となっているが、感染拡大防止の観点から柔軟な取扱いが可能

とし、

② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第２報）」（令和２年３月２日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、

- ・ 就労継続支援Ａ型における経営改善計画の作成について、柔軟な取扱いが可能
- ・ 就労継続支援Ｂ型について、災害時と同様に、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費による工賃の補填が可能

としているので、留意いただきたい。

（イ）在宅におけるサービス利用の積極的活用【関連資料７】

○ 就労移行支援事業、就労継続支援事業において一定の要件を下で在宅での就労支援を可能としているが、市町村によって取り組み状況にバラツキがある。

障害者の能力を活かした多様な働き方の一つとしてテレワークにおける在宅就労の推進も注目されていることから、障害の種類に関わらず通所による利用が困難な障害者に対しては、在宅での就労支援が可能な事業所を積極的に利用できるように、市町村の理解を促す等、取組を強化いただきたい。

（ウ）暫定支給決定の実施について【関連資料８】

○ 本年度市町村に実施したアンケート調査によると、市町村において本支給決定に先立って本来行うべき暫定支給決定が実施されていないケースが見られた。

本支給決定に先立って行うべき暫定支給決定に関して、アセスメントと同等と認められる情報収集が行われていない場合には、暫定支給決定を実施し、当該対象者のアセスメントを的確に行う必要がある。

○ また、本支給決定の判断にあたっては暫定支給決定の実施結果をふまえて、当該サービスの支援効果が見込まれるかを判断し、対象者にあつ

たサービスの利用につなげる等の対応も必要である。

改めて、暫定支給決定の目的を確認の上、引き続き、適正な暫定支給決定の実施をお願いしたい。

（エ）就労アセスメントの着実な実施【関連資料 9】

- 就労継続支援 B 型の利用に係る就労アセスメントでは、一般就労への移行の可能性も視野にいたした長期的な就労面に関するニーズを把握し、就労継続支援 B 型における支援計画の検討に留まらず、他の就労支援サービスの利用も含めた長期的な支援計画の検討を行う必要がある。

改めて、就労アセスメントについては、単なる就労継続支援 B 型を利用するための手続きではないことを認識の上、引き続き、趣旨に沿った就労アセスメントの実施をお願いしたい。

- その際、各市町村における就労支援体制の実態にあわせて、就労移行支援事業所に加え、必要に応じ実施機関の拡大を図るなど、就労アセスメントの実施体制の強化を検討いただきたい。
- なお、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業における支援を効果的に実施するに当たっては、本人の能力や適性、状態等を的確に把握した上で、個別支援計画の策定を行えるよう、就労アセスメントを実施することも重要である。

（２）障害者の就労支援に係る予算事業の効果的な活用【関連資料 10】

① 全般的な事項

- 障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成 29 年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。
- 令和 2 年度予算案において、工賃向上計画支援等事業における共同受注窓口に関する事業及び在宅就業に関する事業については、特別事業から基本事業に変更するとともに、事業内容の見直しを行うことにしている。引き続き、工賃向上計画支援等事業をはじめとする障害者の就労支援に係る予算事業の活用を検討していただきたい。
- さらに、事業実施に当たっては、その効果検証についても併せて実施し、各都道府県においても事業内容の不断の改善等に努めていただきたい。なお、特に工賃向上計画支援等事業については、国でも各都道府県における事業効果を把握することとしているのでご協力をお願いしたい。

② 各予算事業のポイント

（ア）工賃向上計画支援等事業（基本事業）

- 従前より、基本事業として実施している工賃等向上事業（経営力育成

支援、品質向上支援、事業所職員の人材育成支援、販路開拓支援等）については、引き続き、積極的に活用いただきたい。

- また、令和２年度から、在宅就業マッチング支援等事業について、位置付けを特別事業から基本事業に変更している。在宅障害者に対するＩＣＴを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援するものであり、在宅就業を推進に向け、積極的な活用をお願いしたい。
- さらに、共同受注窓口の機能強化事業についても、令和２年度から、位置付けを特別事業から基本事業に変更し、全都道府県において、関係者による協議体の設置による共同受注窓口の機能強化を図ることを目指している。事業内容についても、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援することとしているので積極的に活用いただきたい。

（イ）農福連携による就農促進プロジェクト等

- 「農福連携による就農促進プロジェクト」については、従来の支援に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、ブロック単位でも開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充するとしている。
併せて、共同受注窓口の機能強化事業の一環として、農福連携に対応した地域関係者を結ぶ共同受注窓口の取組も支援することとしているので、引き続き農福連携の推進に向けて積極的に活用いただきたい。
- また、「林・水産業等向け障害者就労のモデル事業」については、農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農業以外にも林業や水産業等といった地域に根ざした第１次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）の作成等を行うこととしている。厚生労働本省事業として実施するのでご承知いただきたい。

（ウ）工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業

- 令和２年度においては、工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業として、全国の就労継続支援Ａ型事業所の経営改善を支援するために以下のような事業を実施する予定である。
 - ・ 全国のＡ型における経営改善の実事例を収集
 - ・ ５つのＡ型に対してモデル的に経営改善支援を実施
 - ・ Ａ型が自ら経営改善（異なる業種の法人からの事業承継を活用することも含む。）に取り組む際のマニュアルを作成
 - ・ 都道府県等の指定権者がＡ型の経営改善を支援する際の経営改善の見通しや状況に応じた支援マニュアルを作成従来同様、厚生労働本省事業として実施し、全国的な支援の横展開が

図れるよう、支援ノウハウの構築を目指す予定であるのでご承知いただきたい。

（エ）障害者就業・生活支援センター事業の推進

- 障害者就業・生活支援センターについては、障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）を実施しているところであるが、令和２年度においても、上限額（４,７１２千円）の変更はないので、引き続き、適切な予算の確保をお願いする。

また、障害者雇用の進展等に伴い、職場定着の下支えとしての生活支援の必要性も一層増していることから、必要に応じて、障害者就業・生活支援センター体制強化等（都道府県任意事業）の活用も検討いただきたい。

（オ）雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

- 近年、ＩＣＴの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障害がある方も働ける社会が実現しつつある中で、重度障害のある方がより働きやすい社会を目指すためには、就労支援の一環として、通勤や働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重要な課題となっている。
- そこで、通勤や職場等における支援について、雇用施策（職業安定局）との連携のもと、雇用と福祉の両施策の取組を強化し、切れ目なく提供されることを目指し、令和２年度においては、次の取組を実施。
 - ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、
 - ・ 自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う
- 令和２年度は１０月以降の本取組開始となるが、当該事業の内容については、実施要領案を確認の上、実施に向けて検討いただきたい。

なお、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の今後の予定（見込み）は、以下のとおりである。

- ４～５月 自治体向けの本取組（特別事業＆障害者雇用納付金助成金（拡充後））に係る説明会等を適宜実施
- ６～９月 特別事業実施自治体において個別に取組スキームの調整等
- １０月以降 取組開始（予定）

（３）障害者優先調達推進法に基づく取組の積極的な実施【関連資料 11】

① 障害者優先調達を取り巻く状況

（ア）優先調達の更なる推進

- 障害者優先調達の取組については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成３０年１０月２３日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」等において、国の機関等については、障害者

の活躍促進の観点から、自らの障害者雇用の推進と併せて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達についても着実に推進することとされている。

- また、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 36 号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき国の機関等が作成する「障害者活躍推進計画」についても同様の趣旨から、障害者優先調達に関する取組の記載を盛り込むこととしている。
- これらの経緯を踏まえ、障害者優先調達については、より一層の推進が求められている状況である。

（イ）平成 30 年度の調達実績について

- 平成 30 年度の都道府県における調達実績は、約 24.8 億円、市町村における調達実績は約 128.3 億円であり、国等も含めた合計では約 178.4 億円と、平成 29 年度から約 0.5 億円増加したところであり、障害者優先調達推進法施行後、5 年連続で増加している。
- 一方、前年度よりも実績が落ちている自治体、実績が低い自治体や実績がない自治体も散見されるところである。先述した障害者優先調達を取り巻く状況を十分踏まえ、各自治体においては、調達実績について検証いただき、次年度の調達促進に活かしていただきたい。

② 調達方針の策定

（ア）調達方針の 100% 達成

- 都道府県別の調達方針の作成状況を見ると、管内全ての市町村が作成しているところがあれば、作成率が低いところもあり、平成 31 年 3 月 31 日時点における調達方針の作成率は、市町村で 96.2%となっている。
- 調達方針の作成は、法に定められた義務であることから、地域に障害者就労施設等がない場合でも、例えば障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等を購入するなど、自ら率先して調達を推進し、これと呼び水に、民間部門へも取組の輪を広げることが重要である。また、障害者就労施設等において様々な生産活動における活躍の機会を得ることで、能力が高まり一般就労につながる障害者もいることを認識し、調達方針の作成を徹底していただきたい。
- なお、例年お願いであるが、令和 2 年度（2020 年度）の調達方針については、今年度中に作成することが望ましいが、遅くとも 2019 年度の出納整理期間が終わる 2020 年 5 月には、未作成の市町村も含め作成率 100%を目指し、速やかな作成をお願いする。

(イ) 目標達成に向けた取組姿勢

- 各自治体においては、障害者優先調達推進法に基づく取組を更に推進する必要があり、各自が定める「調達方針の目標を達成」できるように取り組んでいただきたい。その際には、積極的に障害者就労施設等からの調達を行うために、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 16 号の 2 を適用して、障害者就労施設等との随意契約を行うこと等を検討いただきたい。

③ 優先調達の推進に向けた取組

(ア) 全庁的な取組や更なる調達の推進について

- 都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。
- 各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

(イ) 共同受注窓口の活用

- 共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。
- 共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援等事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。
- また、令和 2 年度予算案においては、「共同受注窓口の機能強化事業」を特別事業から基本事業に位置付けを変更するとともに、全都道府県で事業を行なうことができるよう、大幅に拡充しているので、各都道府県においては、積極的に当該事業を活用いただきたい。
- なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等についても地方自治法施行令第 167 条の 2 及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっている所以、参考にしていただきたい。

(ウ) その他取組事例

- 厚生労働省においては、障害者優先調達の推進のために種々の取組を行ってきたところであるが、今年度、初めての取組として、各府省庁と

障害者就労施設等との「橋渡し」を目的に、府省庁の調達担当者と障害者就労施設等の担当者を集めた情報交換会（令和元年10月28日）を開催したので、自治体における実施を検討いただきたい。

- また、官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品等の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられ、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。
- 各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

（４）その他

① 障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームについて【関連資料 12】

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号）に係る法案審議における衆議院、参議院両院厚生労働委員会の附帯決議において、「労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」等とされている。
- こうしたことを踏まえ、まずは障害者に係る雇用施策と福祉施策の連携強化に向けた論点を整理するとともに、総合的に必要な検討を行うため、厚生労働大臣をトップとする「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」の下に「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」を設置し、検討を行っている。
- 「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても検討してきた。
- 今後は、主な検討事項を中心に検討を進め、本年夏頃までを目途に、今後関係者により更に検討を進める事項などの整理等をする予定である。

② 就労移行等実態調査について

- 就労移行等実態調査については、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）を対象として、退所理由及び就職者の状況、就労移行支援事業所別の一般就労移行率、サービス提供状況等を確認するために、例年実施してきたところであるが、都道府県等及び事業所の業務負担等を考慮して、当該調査は当分の間実施を見送ることとする
- また、当該調査によって把握していた数値については、他の調査を活

することを基本とし、第5期障害福祉計画の実施状況把握に必要な数値については、別途実施している障害福祉計画に関するフォローアップ調査により代替することとする。

- なお、第5期障害福祉計画の成果指標の1つである就労定着支援事業の職場定着率（就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上）については、下記の計算方法により把握することとするのでご留意いただきたい。

（計算方法）

「①就労定着支援事業所における利用開始時（就職後6月後とは一致しない場合がある。）から1年を経過した者（当該年度に達した者であり、当該時点で就労定着支援を利用していない者を含む。）」のうち、「②当該時点において一般就労中の者」の割合（②／①）とする。

③ 会計検査院からの指摘（就労移行支援事業の適正な実施）について

- 就労移行支援事業については、会計検査院からの指摘により、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案や一部の市町村において、就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案が明らかになったことから、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付け障障発1105第1号障害福祉課長通知）を発出しているところである。
- 本通知においては、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出に関する取扱いを示しているので、改めて確認いただき、就労移行支援事業の適正な実施について配慮いただきたい。

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,185人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。
- ※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

【成果目標】

令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	—

就労移行支援の利用者数に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、令和2年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを旨とするという成果目標を設定した。
 - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)
- ※「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該前年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

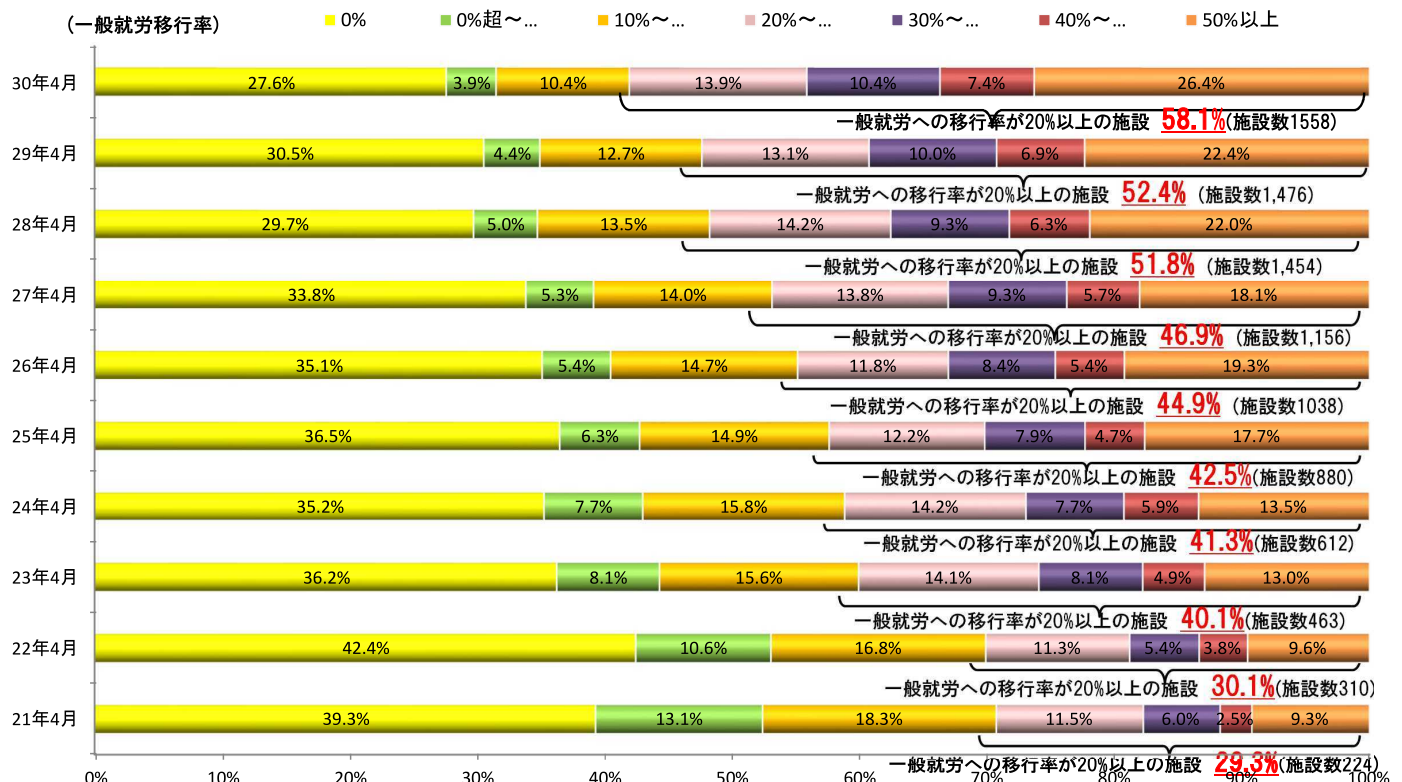
就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の**5割以上**とすることを旨とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	—	50.2%	—

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

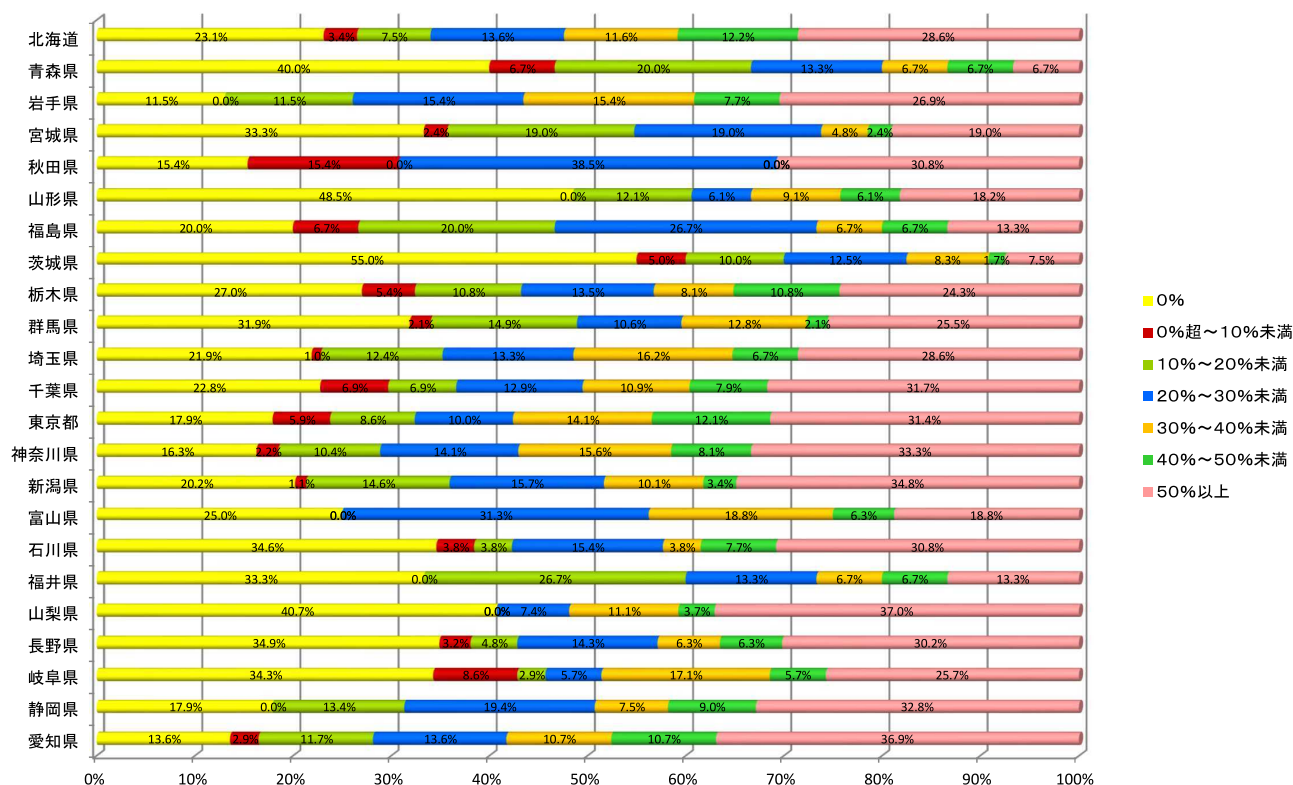
- 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、58.1%である。一方で、移行率が0%の事業所が27.6%となっている。



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率: 84.3%)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移①

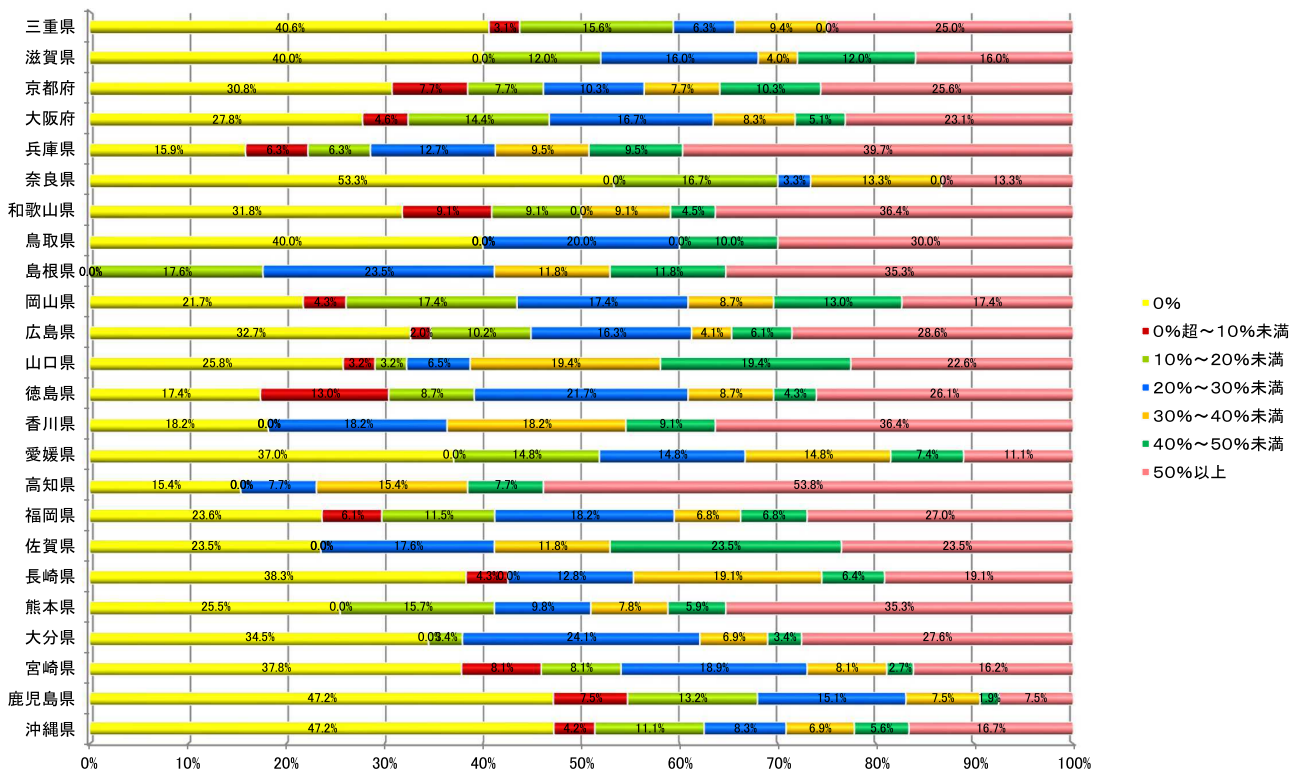
(平成29年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率: 84.3%)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移②

(平成29年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率:84.3%)

- 就労系サービスは、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。
- また、平成30年4月に創設した就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていく必要がある。加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズへの対応として、大学等在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。
- さらに、就労継続支援事業における工賃向上の取組については、各都道府県が別途作成する「工賃向上計画」に基づき、計画的に実施しているところである。

成果目標等に関する見直し案

第5期障害福祉計画		見直し案
項目	内容	
①一般就労への移行	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への移行実績の一・五倍以上	【継続・変更】 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持。 その上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
②就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数については、平成三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加	【削除】 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、②就労移行支援事業の利用者数及び③就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。
③就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上	【変更】 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。 また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。
④就労定着支援事業	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上	

（その他）既存の「工賃向上」等の記載のほかに、「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んではどうか。

成果目標④-1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料1-2(抜粋)

現 状

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍(15,957人)となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数(約900人)から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。

成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。**(新規)**

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

現 状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人(令和元年6月)であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人(平成29年度実績)と比較しても、低調である。



成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容(就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせてはどうか。

【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。(新規)
また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。(新規)

⑥農福連携等に向けた取組について

基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」(令和元年6月4日農福連携等推進会議決定)を踏まえた更なる推進が求められている。
- また、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。



基本指針への記載(案)

- 農福連携、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について、下記のとおり、記載してはどうか。

【農福連携】

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

【大学在学中の学生への就労支援】

- 大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

【高齢者に対する就労支援】

- 今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

就労移行支援における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

関連資料3

就職後6月以上定着率の区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
5割以上の場合	515 (15.3%)	⇒	603 (18.8%)	88 17.2%	8,552 (25.0%)	⇒	10,966 (32.5%)	2,414 28.2%
4割以上5割未満の場合	162 (4.8%)	⇒	201 (6.3%)	39 24.1%	2,957 (8.6%)	⇒	3,154 (9.4%)	197 6.7%
3割以上4割未満の場合	1,038 (30.7%)	⇒	1,098 (34.1%)	60 5.8%	11,031 (32.2%)	⇒	11,694 (34.7%)	663 6.0%
2割以上3割未満の場合	282 (8.4%)	⇒	243 (7.6%)	▲39 -13.8%	3,438 (10.0%)	⇒	2,610 (7.7%)	▲828 -24.1%
1割以上2割未満の場合	587 (17.4%)	⇒	468 (14.6%)	▲119 -20.3%	4,067 (11.9%)	⇒	2,795 (8.3%)	▲1,272 -31.3%
0割超1割未満の場合	103 (3.1%)	⇒	73 (2.3%)	▲30 -29.1%	1,099 (3.2%)	⇒	525 (1.6%)	▲574 -52.2%
0の場合	689 (20.4%)	⇒	530 (16.5%)	▲159 -23.1%	3,087 (9.0%)	⇒	1,977 (5.9%)	▲1,110 -36.0%
計	3,376 (100.0%)	⇒	3,216 (100.0%)	▲160 -4.7%	34,231 (100.0%)	⇒	33,721 (100.0%)	▲510 -1.5%

※出典：国保連データ（ただし、養成施設分は除く）

※（ ）内は構成比。

就労継続支援A型における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

1日の平均労働時間の区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
7時間以上の場合	152 (4.0%)	⇒	130 (3.4%)	▲22 -14.5%	3,015 (4.4%)	⇒	2,632 (3.8%)	▲383 -12.7%
6時間以上7時間未満の場合	267 (7.0%)	⇒	267 (7.0%)	0 0.0%	4,504 (6.5%)	⇒	4,347 (6.2%)	▲157 -3.5%
5時間以上6時間未満の場合	652 (17.2%)	⇒	686 (18.0%)	34 5.2%	9,853 (14.3%)	⇒	10,233 (14.6%)	380 3.9%
4時間以上5時間未満の場合	2,149 (56.6%)	⇒	2,436 (63.8%)	287 13.4%	42,737 (62.0%)	⇒	49,731 (70.9%)	6,994 16.4%
3時間以上4時間未満の場合	548 (14.4%)	⇒	297 (7.8%)	▲251 -45.8%	8,555 (12.4%)	⇒	3,144 (4.5%)	▲5,411 -63.2%
2時間以上3時間未満の場合	9 (0.2%)	⇒	3 (0.1%)	▲6 -66.7%	145 (0.2%)	⇒	42 (0.1%)	▲103 -71.0%
2時間未満の場合	17 (0.4%)	⇒	2 (0.1%)	▲15 -88.2%	156 (0.2%)	⇒	23 (0.0%)	▲133 -85.3%
計	3,794 (100.0%)	⇒	3,821 (100.0%)	27 0.7%	68,965 (100.0%)	⇒	70,152 (100.0%)	1,187 1.7%

※出典：国保連データ

※（ ）内は構成比。

就労継続支援B型における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

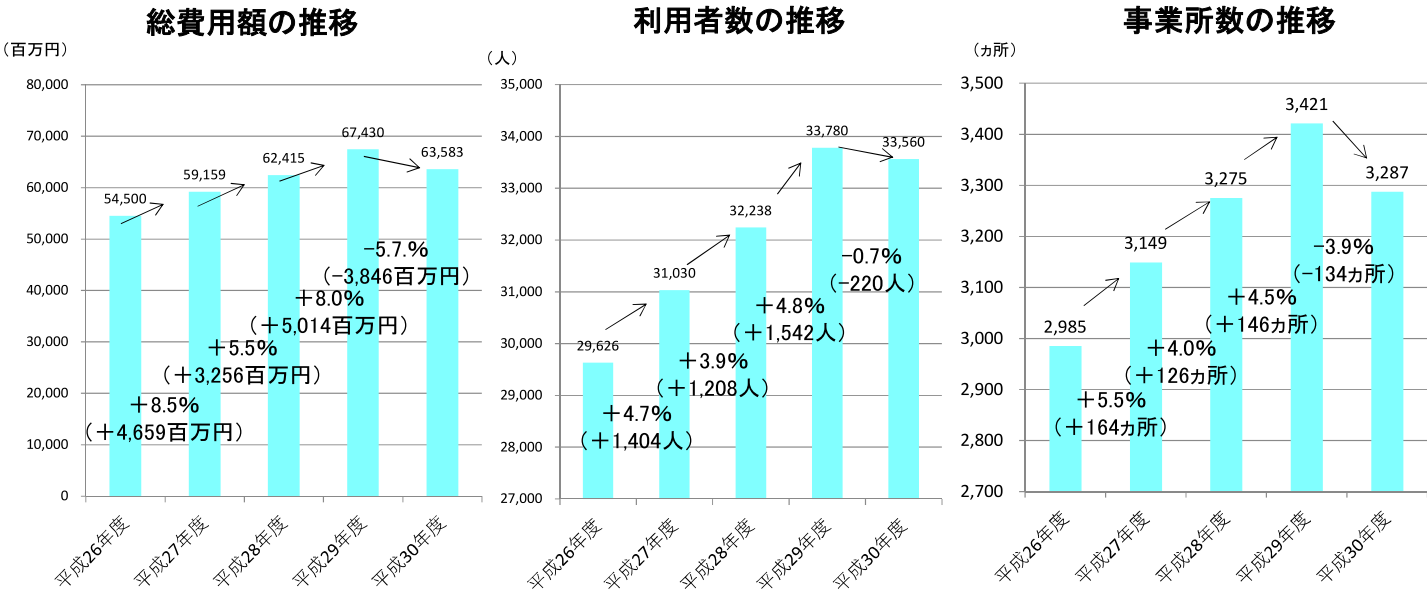
平均工賃月額区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
4万5千円以上の場合	206 (1.7%)	⇒	211 (1.7%)	5 2.4%	4,221 (1.7%)	⇒	4,731 (1.8%)	510 12.1%
3万円以上4万5千円未満の場合	624 (5.3%)	⇒	731 (5.8%)	107 17.1%	15,240 (6.2%)	⇒	17,582 (6.8%)	2,342 15.4%
2万5千円以上3万円未満の場合	645 (5.5%)	⇒	724 (5.8%)	79 12.2%	15,062 (6.2%)	⇒	17,214 (6.6%)	2,152 14.3%
2万円以上2万5千円未満の場合	1,106 (9.4%)	⇒	1,271 (10.1%)	165 14.9%	26,567 (10.9%)	⇒	29,628 (11.4%)	3,061 11.5%
1万円以上2万円未満の場合	4,977 (42.2%)	⇒	5,449 (43.4%)	472 9.5%	109,874 (44.9%)	⇒	120,163 (46.3%)	10,289 9.4%
5千円以上1万円未満の場合	3,465 (29.4%)	⇒	3,515 (28.0%)	50 1.4%	61,070 (25.0%)	⇒	59,167 (22.8%)	▲1,903 -3.1%
5千円未満の場合	761 (6.5%)	⇒	640 (5.1%)	▲121 -15.9%	12,691 (5.2%)	⇒	11,079 (4.3%)	▲1,612 -12.7%
計	11,784 (100.0%)	⇒	12,541 (100.0%)	757 6.4%	244,725 (100.0%)	⇒	259,564 (100.0%)	14,839 6.1%

※出典：国保連データ
※（ ）内は構成比。

就労移行支援の現状

関連資料4

- 就労移行支援の平成30年度費用額は約636億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.0%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数については平成30年度より減少している。

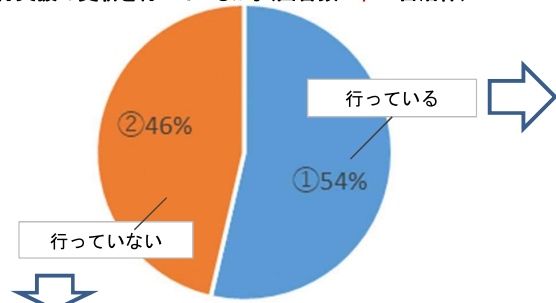


【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分)

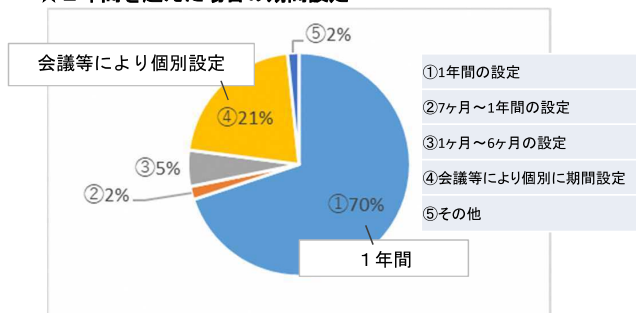
就労移行支援事業における利用更新等について

○就労移行支援の標準支援期間(2年間)を超えて更新を行う場合や、就労移行支援の複数回利用希望があった場合の取り扱いに関して、自治体によっては個別の対象者の状況を勘案せず、一律の取り扱いが行われている。就労移行支援の利用等には、各自治体は個々の対象者の状況を勘案してサービスの利用を判断する必要がある。

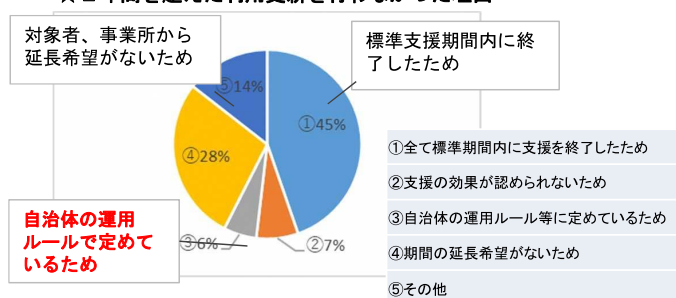
★就労移行支援の標準支援期間(2年間)を超えて就労移行支援の更新を行っているか。(回答数 1,575自治体)



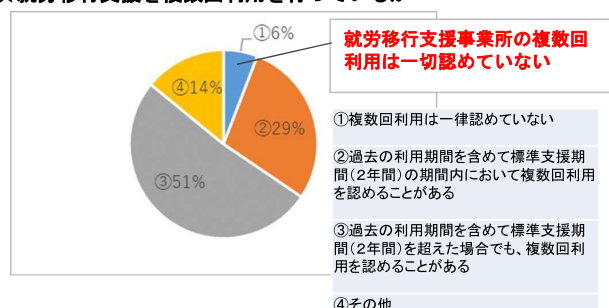
★2年間を超えた場合の期間設定



★2年間を超えた利用更新を行わなかった理由



★就労移行支援を複数回利用を行っているか



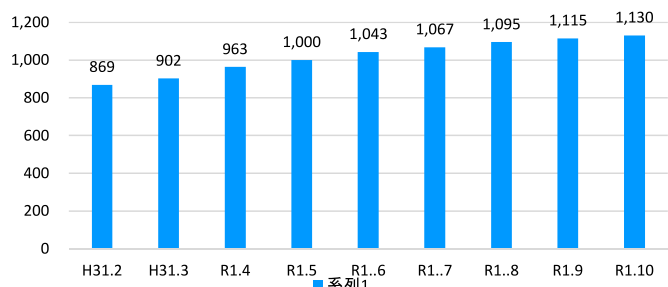
市町村における支給決定及び就労ニーズにかかる自治体報告結果(平成30年度) 厚生労働省障害福祉課調べ

就労定着支援の現状

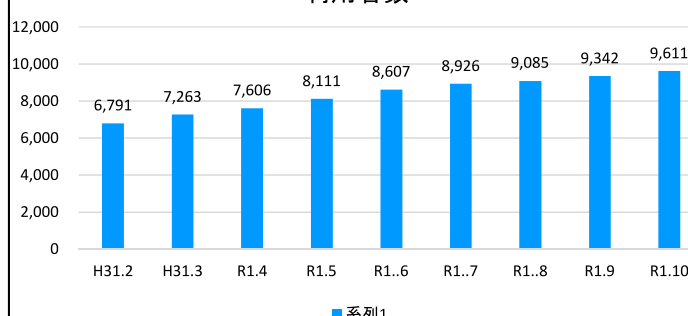
関連資料5

- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎月増加している。(完全施行は平成30年10月)
- 一人当たり平均費用額は平成31年4月に大きく増加した。

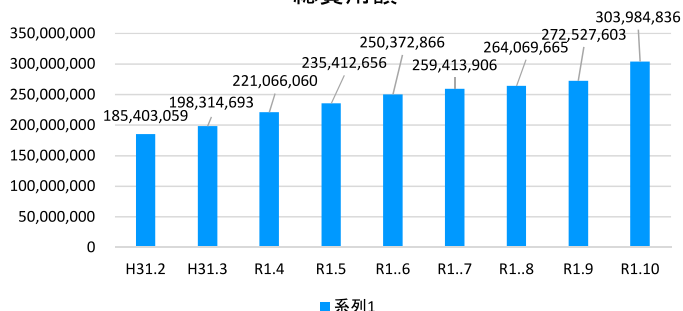
事業所数



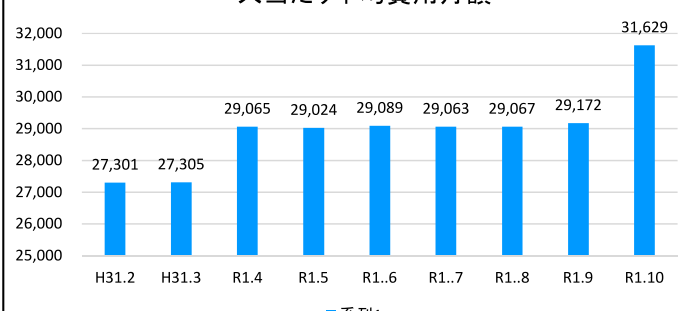
利用者数



総費用額



一人当たり平均費用月額



【出典】国保連データ

就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

関連資料6

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

調査概要

(令和元年12月16日現在)

全国の就労継続支援A型のうち、経営改善計画書を提出する必要がある事業所の状況等を調査。

調査結果

- 都道府県等により実態把握を行った3,162事業所のうち、経営改善計画書の提出が必要ない事業所は1,069(33.8%)、必要がある事業所は2,093(66.2%)
- 経営改善計画書を提出する必要がある事業所2,093のうち、提出済み事業所は1,853(88.5%)
- 経営改善計画書の提出の必要がある事業所2,093のうち、営利法人の設立5年未満の事業所が約4割(41.4%)。

【経営改善計画書の提出状況(平成31年3月31日時点調査)】

【経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳】

指定権者	指定事業 所数	実態把握 済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況						法人 種別	5年以上	5年未満	合計	
			必要なし (生産活動収支≧利用者賃 金)		必要あり (生産活動収支< 利用者賃金)		提出済	提出率					
① 都道府県 (47)	2,149 (2,209)	1,750 (1,784)	610 (530)	34.9% (29.7%)	1,140 (1,254)	65.1% (70.3%)	1,070 (986)	93.9% (78.6%)	法人 種別	社会福祉法人	161 (160) 7.7% (7.4%)	52 (89) 2.5% (4.1%)	213 (249) 10.2% (11.5%)
② 指定都市 (20)	948 (912)	753 (618)	216 (158)	28.7% (25.6%)	537 (460)	71.3% (74.4%)	394 (412)	73.4% (89.6%)		営利法人	499 (252) 23.8% (11.7%)	867 (1,073) 41.4% (49.7%)	1,366 (1,325) 65.3% (61.4%)
											非営利法人 (NPO)	178 (134) 8.5% (6.2%)	108 (192) 5.2% (8.9%)
③ 中核市 (48)	780 (710)	659 (634)	243 (191)	36.9% (30.1%)	416 (443)	63.1% (69.9%)	389 (371)	93.5% (83.7%)		その他		82 (33) 3.9% (1.5%)	146 (224) 7.0% (10.4%)
											計	920 (579) 44.0% (26.8%)	1,173 (1,578) 56.0% (73.2%)
合 計	3,877 (3,831)	3,162 (3,036)	1,069 (879)	33.8% (29.0%)	2,093 (2,157)	66.2% (71.0%)	1,853 (1,769)	88.5% (82.0%)					

※ 指定事業所数には、実態把握済み事業所数、実態把握中の事業所数、新規指定から6月未満の事業所数及び休止中の事業所数を含む。
※ () 内に昨年度の状況(平成29年度12月末時点)を記載。

【①都道府県別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業 所数	実態把握 済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況			
			必要なし(生産活動収 支≧利用者賃金)	必要あり(生産活動収 支<利用者賃金)	提出済	提出率
北海道	112	102	33	32.4%	69	67.6%
青森県	48	16	6	37.5%	10	62.5%
岩手県	28	24	11	45.8%	13	54.2%
宮城県	32	26	8	30.8%	18	69.2%
秋田県	15	13	3	23.1%	10	76.9%
山形県	26	25	6	24.0%	19	76.0%
福島県	11	7	2	28.6%	5	71.4%
茨城県	78	35	3	8.6%	32	91.4%
栃木県	30	29	4	13.8%	25	86.2%
群馬県	20	16	8	50.0%	8	50.0%
埼玉県	42	41	4	9.8%	37	90.2%
千葉県	56	49	15	30.6%	34	69.4%
東京都	94	90	38	42.2%	52	57.8%
神奈川県	28	26	7	26.9%	19	73.1%
新潟県	23	21	7	33.3%	14	66.7%
富山県	30	28	2	7.1%	26	92.9%
石川県	33	32	11	34.4%	21	65.6%
福井県	68	67	18	26.9%	49	73.1%
山梨県	24	18	5	27.8%	13	72.2%
長野県	34	34	22	64.7%	12	35.3%
岐阜県	84	82	38	46.3%	44	53.7%
静岡県	49	44	16	36.4%	28	63.6%
愛知県	110	79	17	21.5%	62	78.5%
三重県	75	73	18	24.7%	55	75.3%

指定権者	指定事業 所数	実態把握 済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況			
			必要なし(生産活動収 支≧利用者賃金)	必要あり(生産活動収 支<利用者賃金)	提出済	提出率
滋賀県	22	17	10	58.8%	7	41.2%
京都府	30	30	23	76.7%	7	23.3%
大阪府	92	63	13	20.6%	50	79.4%
兵庫県	51	35	15	42.9%	20	57.1%
奈良県	29	13	6	46.2%	7	53.8%
和歌山県	30	30	7	23.3%	23	76.7%
鳥取県	19	13	8	61.5%	5	38.5%
島根県	21	18	11	61.1%	7	38.9%
岡山県	49	48	16	33.3%	32	66.7%
広島県	24	20	8	40.0%	12	60.0%
山口県	32	30	12	40.0%	18	60.0%
徳島県	28	26	10	38.5%	16	61.5%
香川県	12	10	8	80.0%	2	20.0%
愛媛県	35	32	9	28.1%	23	71.9%
高知県	11	11	7	63.6%	4	36.4%
福岡県	129	68	28	41.2%	40	58.8%
佐賀県	43	38	15	39.5%	23	60.5%
長崎県	40	9	9	100.0%	0	—
熊本県	118	113	33	29.2%	80	70.8%
大分県	34	33	21	63.6%	12	36.4%
宮崎県	23	22	12	54.5%	10	45.5%
鹿児島県	32	13	12	92.3%	1	7.7%
沖縄県	95	81	15	18.5%	66	81.5%
計	2,149	1,750	610	34.9%	1,140	65.1%

注) 指定都市及び中核市が指定権者である事業所は含まない。

【②指定都市別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし（生産活動収支≧利用者賃金）		必要あり（生産活動収支<利用者賃金）		提出済	提出率
札幌市	119	76	10	13.2%	66	86.8%	38	57.6%
仙台市	20	8	5	62.5%	3	37.5%	0	—
さいたま市	22	22	6	27.3%	16	72.7%	13	81.3%
千葉市	15	14	5	35.7%	9	64.3%	9	100.0%
横浜市	35	23	7	30.4%	16	69.6%	1	6.3%
川崎市	12	11	0	—	11	100.0%	11	100.0%
相模原市	9	8	0	—	8	100.0%	0	—
新潟市	17	14	4	28.6%	10	71.4%	10	100.0%
静岡市	26	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%
浜松市	28	25	11	44.0%	14	56.0%	14	100.0%
名古屋市	101	90	22	24.4%	68	75.6%	68	100.0%
京都市	43	42	16	38.1%	26	61.9%	26	100.0%
大阪市	170	118	20	16.9%	98	83.1%	19	19.4%
堺市	18	17	6	35.3%	11	64.7%	11	100.0%
神戸市	45	37	16	43.2%	21	56.8%	21	100.0%
岡山市	66	64	10	15.6%	54	84.4%	54	100.0%
広島市	37	33	9	27.3%	24	72.7%	24	100.0%
北九州市	43	42	17	40.5%	25	59.5%	25	100.0%
福岡市	68	59	36	61.0%	23	39.0%	23	100.0%
熊本市	54	45	16	35.6%	29	64.4%	22	75.9%
計	948	753	216	28.7%	537	71.3%	394	73.4%

【③中核市別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

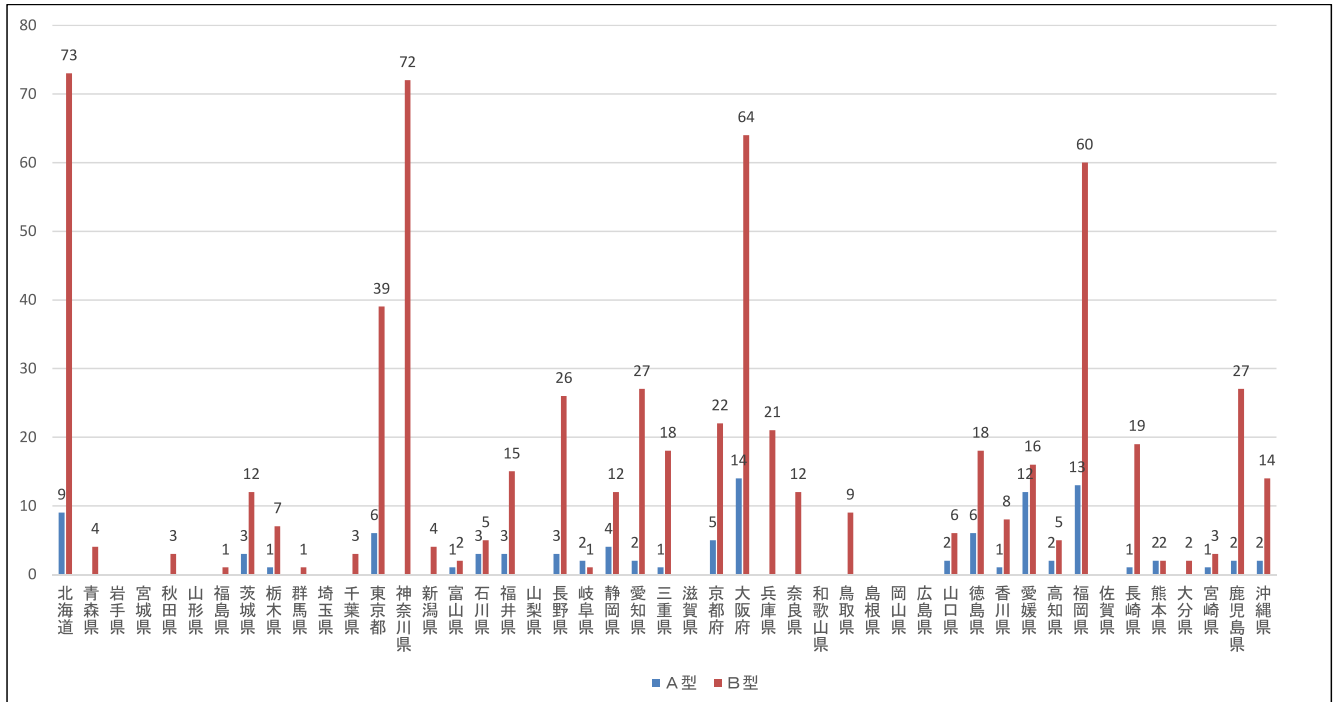
(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業所 数	実態把握済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況							
			必要なし（生産活動収 支≧利用者賃金）		必要あり（生産活動収 支<利用者賃金）		提出済		提出率	
函館市	6	3	1	33.3%	2	66.7%	2	100.0%		
旭川市	7	7	4	57.1%	3	42.9%	3	100.0%		
青森市	23	22	4	18.2%	18	81.8%	17	94.4%		
八戸市	18	16	3	18.8%	13	81.3%	13	100.0%		
盛岡市	18	16	6	37.5%	10	62.5%	10	100.0%		
秋田市	8	8	1	12.5%	7	87.5%	7	100.0%		
福島市	5	2	0	—	2	100.0%	2	100.0%		
郡山市	7	7	4	57.1%	3	42.9%	3	100.0%		
いわき市	6	2	1	50.0%	1	50.0%	1	100.0%		
宇都宮市	22	18	6	33.3%	12	66.7%	12	100.0%		
前橋市	5	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%		
高崎市	9	0	0	—	0	—	0	—		
川越市	11	8	3	37.5%	5	62.5%	4	80.0%		
川口市	7	6	4	66.7%	2	33.3%	2	100.0%		
越谷市	9	6	0	—	6	100.0%	6	100.0%		
船橋市	11	10	2	20.0%	8	80.0%	8	100.0%		
柏市	4	3	2	66.7%	1	33.3%	1	100.0%		
八王子市	6	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%		
横須賀市	3	2	1	50.0%	1	50.0%	1	100.0%		
富山市	33	32	7	21.9%	25	78.1%	25	100.0%		
金沢市	25	23	5	21.7%	18	78.3%	18	100.0%		
長野市	8	6	2	33.3%	4	66.7%	4	100.0%		
岐阜市	37	33	12	36.4%	21	63.6%	20	95.2%		
豊橋市	12	11	7	63.6%	4	36.4%	3	75.0%		
岡崎市	6	6	0	—	6	100.0%	6	100.0%		
豊田市	8	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%		
大津市	6	5	1	20.0%	4	80.0%	4	100.0%		

指定権者	指定事業所 数	実態把握済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況							
			必要なし（生産活動収 支≧利用者賃金）		必要あり（生産活動収 支<利用者賃金）		提出済		提出率	
豊中市	6	5	1	20.0%	4	80.0%	2	50.0%		
高槻市	2	2	0	—	2	100.0%	2	100.0%		
枚方市	8	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%		
八尾市	16	15	1	6.7%	14	93.3%	14	100.0%		
東大阪市	19	14	2	14.3%	12	85.7%	10	83.3%		
姫路市	12	12	5	41.7%	7	58.3%	7	100.0%		
尼崎市	21	14	2	14.3%	12	85.7%	6	50.0%		
明石市	9	8	3	37.5%	5	62.5%	1	20.0%		
西宮市	18	11	5	45.5%	6	54.5%	6	100.0%		
奈良市	16	12	6	50.0%	6	50.0%	6	100.0%		
和歌山市	21	20	9	45.0%	11	55.0%	11	100.0%		
鳥取市	11	4	2	50.0%	2	50.0%	2	100.0%		
松江市	13	12	7	58.3%	5	41.7%	5	100.0%		
倉敷市	32	32	10	31.3%	22	68.8%	21	95.5%		
呉市	5	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%		
福山市	17	16	8	50.0%	8	50.0%	8	100.0%		
下関市	5	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%		
高松市	14	13	8	61.5%	5	38.5%	5	100.0%		
松山市	42	39	20	51.3%	19	48.7%	19	100.0%		
高知市	11	11	8	72.7%	3	27.3%	3	100.0%		
久留米市	27	22	5	22.7%	17	77.3%	16	94.1%		
長崎市	12	11	5	45.5%	6	54.5%	6	100.0%		
佐世保市	14	13	5	38.5%	8	61.5%	8	100.0%		
大分市	33	25	16	64.0%	9	36.0%	9	100.0%		
宮崎市	28	26	12	46.2%	14	53.8%	14	100.0%		
鹿児島市	29	29	13	44.8%	16	55.2%	9	56.3%		
那覇市	19	11	6	54.5%	5	45.5%	5	100.0%		
計	780	659	243	36.9%	416	63.1%	389	93.5%		

平成30年度 就労継続支援A型・B型における在宅利用

○全国において就労継続支援A型の103ヶ所 就労継続支援B型の604ヶ所が在宅利用を認めている（就労継続支援A型全体のうち2.9% 就労継続支援B型全体のうち5.4%）
○A型：25都道府県で実施、B型：36都道府県で実施。A型・B型とも実施なし：11県



【出典】工賃実績調査（厚生労働省調べ）

暫定支給決定の適切な実施について

○本支給決定に先立って本来行うべき暫定支給決定が実施されていないケースが見られる。**アセスメントと同等と認められる情報収集が行われていない場合は、暫定支給決定を実施して、対象者のアセスメントを的確に行う必要がある。**
○暫定支給決定の結果により、サービスの本支給決定を検討する段階において、客観的な判断に基づく変更・調整が行われていないケースがあると考えられる。**暫定支給決定をふまえて、当該サービスの支援効果が見込まれるかを判断し、対象者にあったサービスの利用につなげる等の対応が必要である。**

★就労移行支援と就労継続支援A型の利用にかかる暫定支給決定等の実施状況

		本支給決定を行った 件数（新規利用）	うち暫定支給決定した 件数	うち変更・調整 を行った件数
就労移行支援	件数	32,263	21,572	867
	市町村数	1,307	936	217
就労継続支援A型	件数	29,509	14,030	210
	市町村数	1,254	892	98

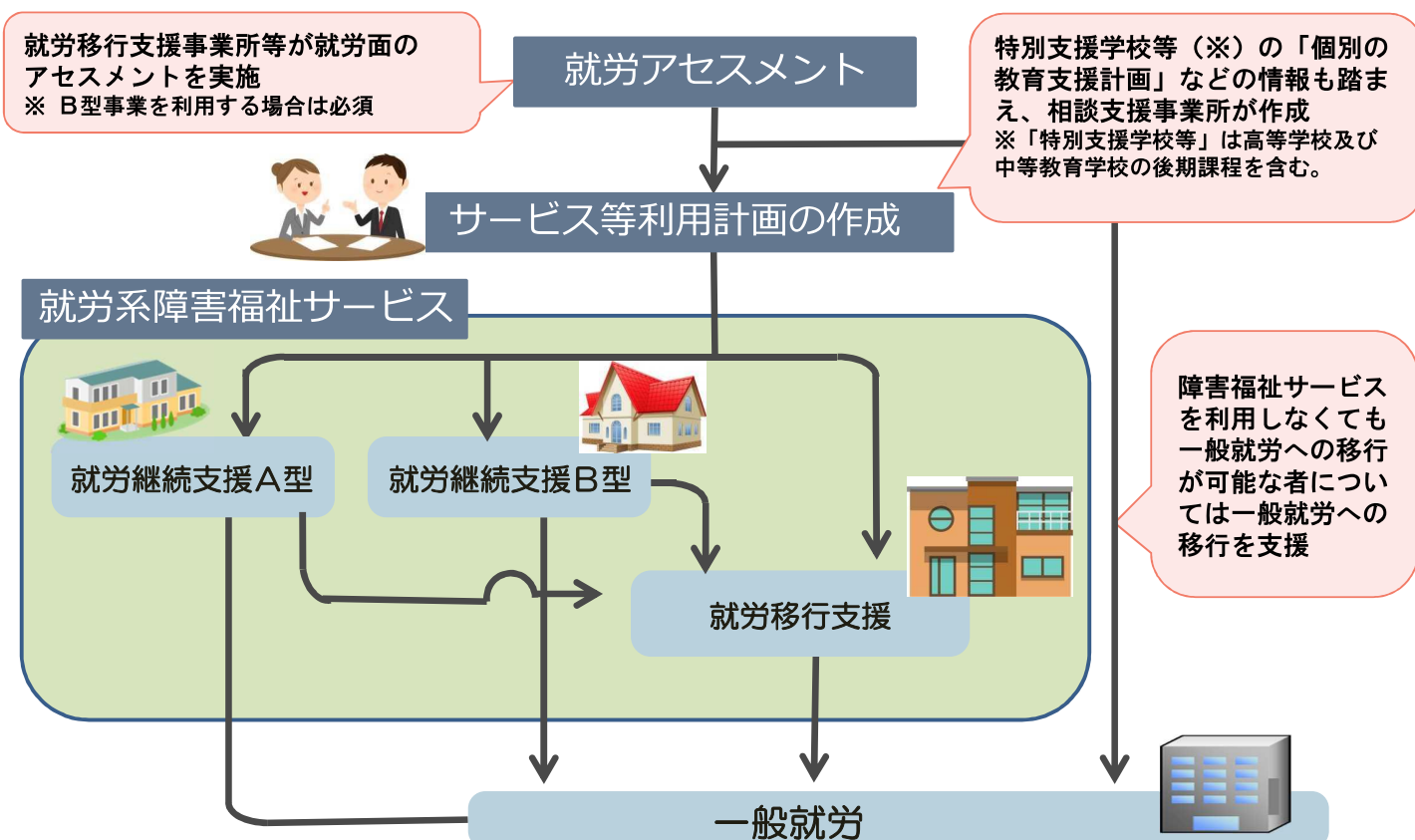
★暫定支給決定を行わない理由（抜粋）

就労移行支援	回答数
○既にアセスメントと同等と認められる情報収集が行われているため	858
○既に本人と事業者間で本契約が進んでいる場合	200
○暫定支給決定を実施していない	13
就労継続支援A型	
○他のA型を利用していたため	713
○就労移行支援を利用していたため	632
○既に本人と事業者間で本契約が進んでいる場合	260
○暫定支給決定を実施していない	13

★暫定支給決定によってサービスの変更調整を行わない理由（最も当てはまるもの）（抜粋）

<変更調整を行わない理由>

- 暫定支給期間によって利用サービスの変更・調整の必要がないと判断したため……765
- サービス内容の変更・調整を利用者が望まないため……………245



就業アセスメントは、継続的な就業支援に必要な情報のうち、就業面に関する情報を把握するために実施。

- 障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるようにするために必要な支援は・・・
- ① 障害者がそれぞれに最も適した「働く場」（一般就労、就業継続支援事業所（A型・B型）など）に円滑に移行できるようにするための支援
- ② 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援
- 支援の開始にあたって、支援対象者の就業面や生活面に関する情報をアセスメントにより把握しておくことが不可欠。
- 生活面の情報は対象者を長期的に支援している機関（特別支援学校等）から把握できるが、就業面に関する客観的な情報（作業能力、就業意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって別途把握する必要がある。
- アセスメントにより把握された情報は、一連の就業支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用される。

令和元年度予算額	令和2年度予算案	差引増減額
1,382,555千円	→ 1,442,105千円	(+59,550千円)

- (1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 **地域生活支援事業の内数**
 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施するため、意欲的な企業や自治体について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に加え、自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自自治体が行う。
- (2) 工賃向上等のための取組の推進 **地域生活支援促進事業のうち 3. 2億円(2.9億円)**
 一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。
 また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。
- (3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進 **地域生活支援促進事業のうち 7. 8億円(8.1億円)**
 就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。
 また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。
- (4) 農福連携による障害者の就農促進
- ① 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施 **地域生活支援促進事業のうち 2. 8億円(2.7億円)**
 農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、都道府県単位のほか、ブロック単位でも開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充する。
- ② 林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の実施【新規】 **52百万円(0百万円)**
 農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農業以外にも林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック(事例集・マニュアル)を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。
- ③ 農福連携に対応した地域関係者を結ぶ共同受注窓口の取組強化(再掲)
 全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。
- (5) 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築 **11百万円(12百万円)**
 全国の工賃・賃金向上の実事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

工賃向上計画支援等事業の概要

令和元年度予算額	令和2年度予算案	差引増▲減額
560,363千円	→ 598,138千円	+37,775千円
	(地域生活支援促進事業)	

事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。

事業の実施主体

○都道府県(基本事業及び特別事業) ※(1)②については社会福祉法人等に補助して行うことも可能

(1)基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

4.販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

②在宅就業マッチング支援等事業 **見直し**

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援 ※特別事業からの変更(事業内容見直し)

③共同受注窓口の機能強化事業 **見直し**

- 全都道府県における障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行うための関係者の連絡調整等(都道府県内行政機関は全て参画すること)を実施することにより、都道府県単位の共同受注窓口の強化を行う。併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。

(2)特別事業(補助率:10/10)

①農福連携による就農促進プロジェクト **拡充**

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

目的

令和元年度予算額
40,000千円→ 令和2年度予算案
40,000千円
(地域生活支援促進事業)差引増▲減額
0千円

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援する。

実施主体・負担割合等

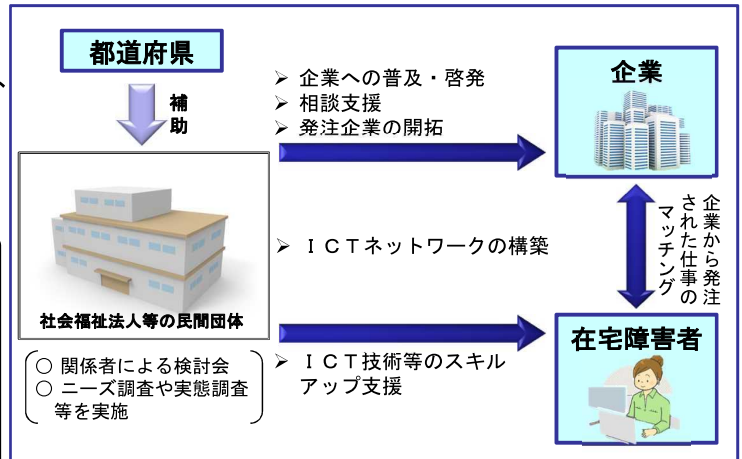
○実施主体：都道府県

○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体

○負担割合：国1/2、都道府県1/2

事業概要

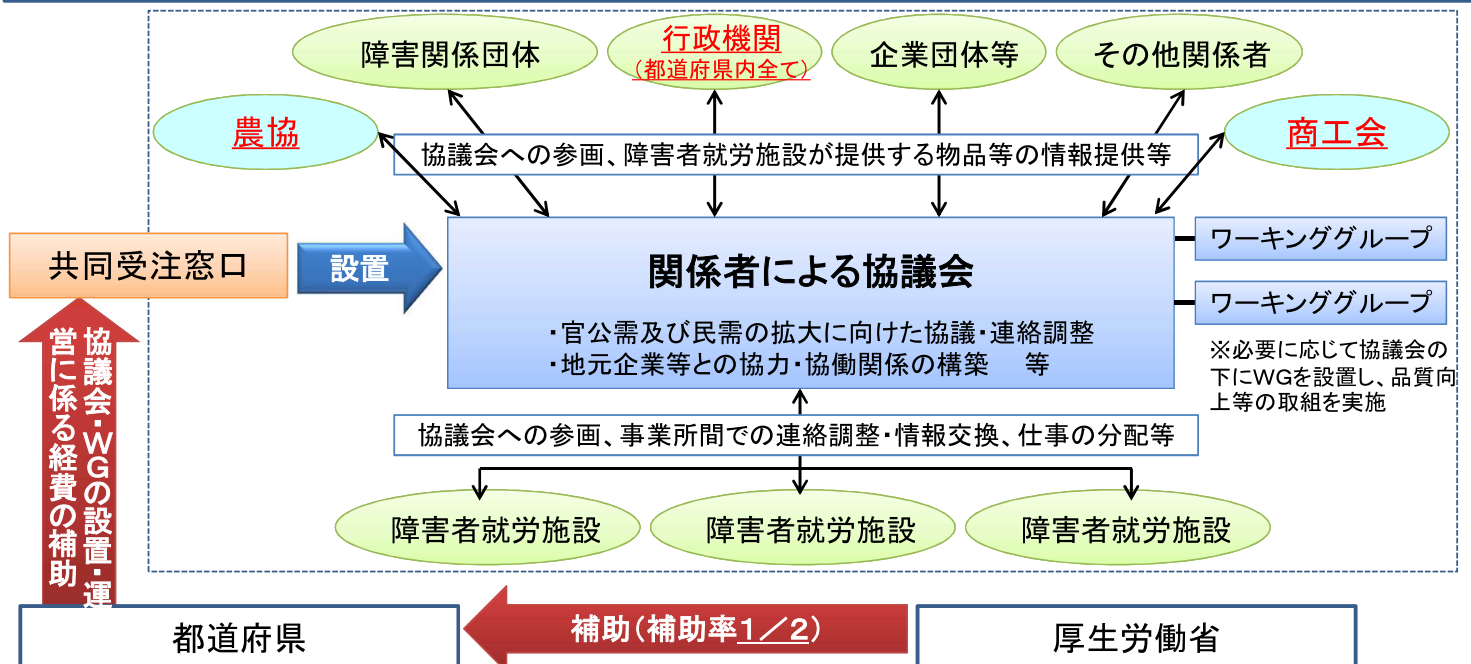
- 地域の実情に応じたモデル事業の実施を通じて、在宅就業のニーズの確認や一定の成果を得ることができた。
- 今後は、これらの取組が全国的に広く実施されるよう、特別事業から基本事業に変更する。
- 都道府県においては、地域の実情に応じて、以下の取組を選択して実施することにより、在宅就業を推進していく。
 - ・ 在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
 - ・ 在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進などの企業への普及・啓発
 - ・ 発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
 - ・ 在宅障害者と企業から発注された仕事の効率的なマッチング体制の構築
 - ・ 在宅就業の障害者が受注した仕事を支援する体制の構築
 - ・ 企業と在宅就業の障害者をつなぐICTネットワークの構築



共同受注窓口の機能強化事業

令和元年度予算額
24,442千円→ 令和2年度予算案
52,217千円
(地域生活支援促進事業)差引増▲減額
+27,775千円

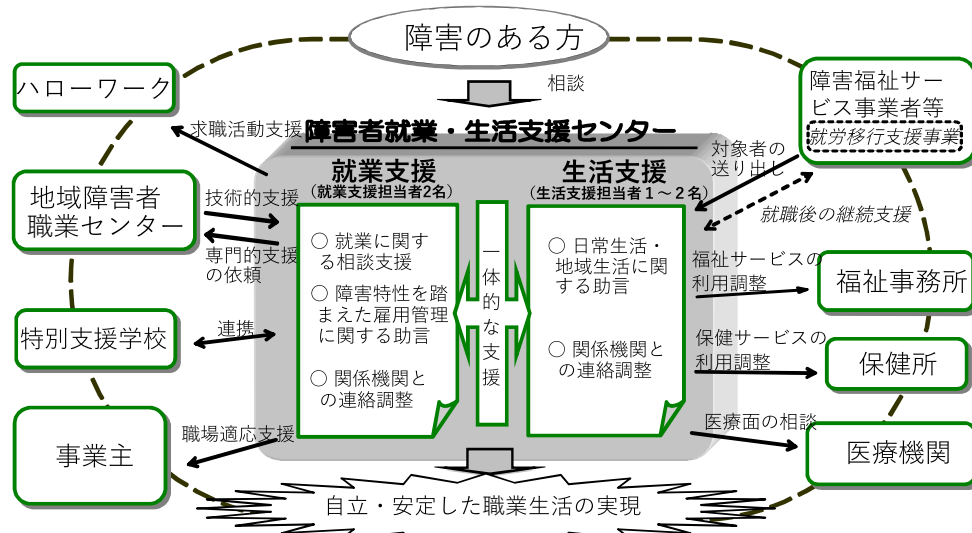
- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。
- 併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。



障害者就業・生活支援センター事業

令和元年度予算 789,260千円 → 令和2年度予算案 760,573千円 差引増▲減額 ▲28,687千円
(地域生活支援促進事業)

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は188,440人（平成30年度末）となっており、単純計算すると1センターあたり約564人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※平成31年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※平成30年度末	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※H30.4～H31.3	職場定着率 (就職後1年経過時点)
334箇所	188,440人	1,373,901件	446,709件	17,925件	79.7%

就労移行等連携調整事業

令和元年度予算 21,191千円 → 令和2年度予算案 20,827千円 差引増▲減額 ▲364千円
(地域生活支援促進事業)

【要求要旨】

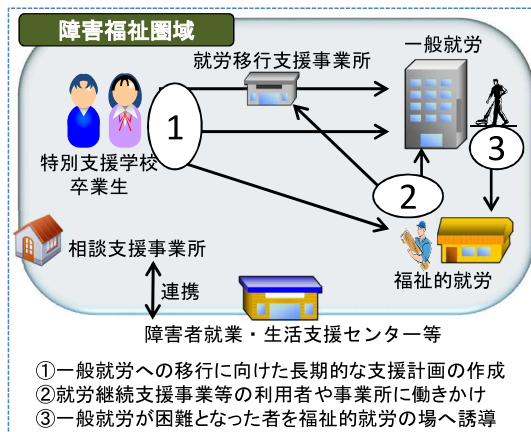
- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2



【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業【拡充】

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（2020オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて、ブロック単位でも開催できるよう拡充）

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



農福連携等推進事業

事業目的

農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農作業の枠を越えて、林業や水産業等といった地域に根ざした1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。

実施主体

民間団体等への委託

事業内容

①「林福」、「水福」等に取り組んでいる事例の把握・収集

②「林福」「水福」等の課題の把握・分析を行い、解決策を検討し、取組方法を検討

③検討結果を踏まえて、モデル事業を実施

④事例集とマニュアル入れ込んだ農福連携等ガイドブックを作成

⑤農福連携等推進協議会を開催（事例の発表・ガイドブックの紹介等）

農福連携等への意識を醸成

林業や水産業などへの
拡がり



工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要

令和元年度予算額 11,741千円	→	令和2年度予算案 10,567千円 (保健福祉調査委託費)	差引増▲減額 ▲1,174千円
----------------------	---	-------------------------------------	--------------------

事業目的

都道府県域を越えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携して実施することで、工賃等の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を全国レベルで支援する事業をモデル的に実施する。

実施主体

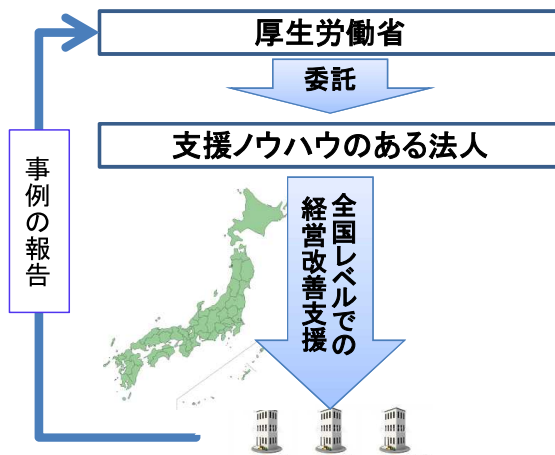
○社会福祉法人、NP0法人、民法法人等

事業内容

全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。

- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている実事例の整理
- ② 実事例について、全国レベルでの周知・展開
- ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携した全国レベルでの経営改善等支援の実施
- ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった事例の国への報告

<事業のスキーム>



【新規】雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

○雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業（仮称） ※地域生活支援事業（任意事業）

1 事業目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業内容等

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

- ※ 支援対象として想定している重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 本事業の開始に当たっては、雇用施策との連携について十分な準備期間等を設けることを検討。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案することを想定。

3 実施主体

市町村

4 補助率

国 50/100以内、都道府県 25/100以内

各 都道府県 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に関する
意向確認について

平素より、障害保健福祉行政に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年度予算案において、地域生活支援事業における市町村任意事業として、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を新たに盛り込んでいますところですが、概要については、現時点の案となりますが、別紙1を確認ください。

つきましては、令和2年度予算が成立した場合における当該事業に関する意向について、別紙2により、管内市区町村に確認の上、回答いただきますようお願いいたします。

なお、当該事業の詳細について、今後開催予定の全国障害保健福祉関係主管課長会議等において説明予定であることを申し添えます。

その他、ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 回答内容

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に関する意向
別紙2において、市区町村毎に回答ください。

問 下記区分で該当する欄に「○」を記載ください。

- ① 当該事業を実施予定
- ② 当該事業の実施に向けて検討予定
- ③ 当該事業の実施の可否について検討予定
- ④ 当該事業の実施について検討予定はない

2 回答期限

令和2年2月25日（火）

(案)

(別記1～11)

市町村任意事業実施要領

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、市町村必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。

3 就業・就労支援に関する事業

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

ア 目的

重度障害者等（ウ（イ）に掲げる者をいう。以下同じ。）に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。

イ 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）

ウ 事業内容

(ア) 支援内容

企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合において、市町村等が必要と認めたときに重度障害者等の通勤や職場等における支援を行う。

(イ) 対象者

本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者であって、原則当該市町村等に居住地を有し、次のいずれかに該当するものとする。

a 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のも

※ 原則、就業場所は問わない。

※ 週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。

※ 就労継続支援A型事業所の利用者を除く。

b 自営業者等（（イ）aの対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。）であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市町村等が認めたもの

※ 原則、就業場所は問わない。

※ 自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を対象とすることを基本とする。

(ウ) 支援対象範囲

(イ) aの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、今後改正され令和2年10月1日から施行予定である、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(イ) bの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援の部分（時間）とする。

(エ) 支援を提供する者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う障害福祉サービス事業者（以下「重度訪問介護等サービス事業者」という。）であって、支援を提供するに相応しい者として市町村等が認めたものとする。

(オ) 支援方法

当該民間企業及び関係者が作成する支援計画書を伴った本事業の利用申請に基づき、市町村等において、（ウ）の支援対象について、当該対象者が重度訪問介護等サービス事業者から重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを基本としつつ、障害者雇用納付金に基づく助成金の活用状況、障害者本人の状況、民間企業の企業規模等を勘案した上で、支援の必要性や方法を判断することとする。

(カ) 費用単位等

重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを支援する場合、その費用については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の所定単位数に地域単価を乗じて算出した額を基本とする。

また、障害者本人の負担については、市町村等の判断によるものとする。

エ 留意事項

ウ（イ）aに掲げる者に対する支援に当たっては、民間企業及び関係者（市町村等、障害者本人、重度訪問介護等サービス事業者、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に係る業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構その他地域の関係者）が、適宜連携をして事業を実施することとする。

また、上記のほか、支援計画書の作成方法その他本事業の実施に当たって必要な事項については、別途通知する。

1. 障害者介助等助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間 (上限)
拡充	重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（仮称） ○対象障害者（重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。）の業務遂行のために必要な職場介助者（重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。）の委嘱	・重度訪問介護サービスの利用者 ・同行援護の利用者 ・行動援護の利用者 ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	4/5 (中小事業主は9/10)	・対象障害者1人につき、月13.3万円まで（中小事業主は、月15万円まで）	開始から年度末まで

※ 現行の助成金メニュー（職場介助者の配置・委嘱、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱、障害者窓口担当者の配置）は現状維持。

2. 重度障害者等通勤対策助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間 (上限)
拡充	重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（仮称） ○対象障害者（重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。）の通勤を容易にするために援助する通勤援助者（重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。）の委嘱	・重度訪問介護サービスの利用者 ・同行援護の利用者 ・行動援護の利用者 ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	4/5 (中小事業主は9/10)	・対象障害者1人につき、月7.4万円まで（中小事業主は、月8.4万円まで）	3月間（～年度末）

※ 現行の助成金メニュー（住宅・駐車場の賃借、指導員の配置、住宅手当の支払、通勤用バスの購入、通勤用バス運転従事者の委嘱、通勤援助者の委嘱、通勤用自動車の購入）は現状維持。

納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金

平成30年度支給実績:7.3億円(5,079件)

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等を行った場合の助成措置

＜平成30年度支給実績:0.5億円(87件)＞

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対して、費用の2/3を助成（上限額:障害者1人につき450万円（作業施設の場合）等）

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の設置・整備を行う事業主に対して、費用の1/3を助成（上限額:障害者1人につき225万円）

○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主であって、これらの障害者のために事業施設等の設置・整備を行うものに対して、費用の2/3を助成（上限額:5千万円）

障害者を介助する者の配置等を行った場合の助成措置

＜平成30年度支給実績:5.7億円(4,291件)＞

○ 障害者介助等助成金

障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の措置を行う事業主に対して、原則、費用の3/4を助成

- ・ 職場介助者の委嘱（上限額:原則1回1万円及び年150万円、支給期間:原則10年間）
- ・ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱（上限額:1回6千円及び年28万8千円、支給期間:10年間）等

通勤の配慮を行った場合の助成措置

＜平成30年度支給実績:1.1億円(701件)＞

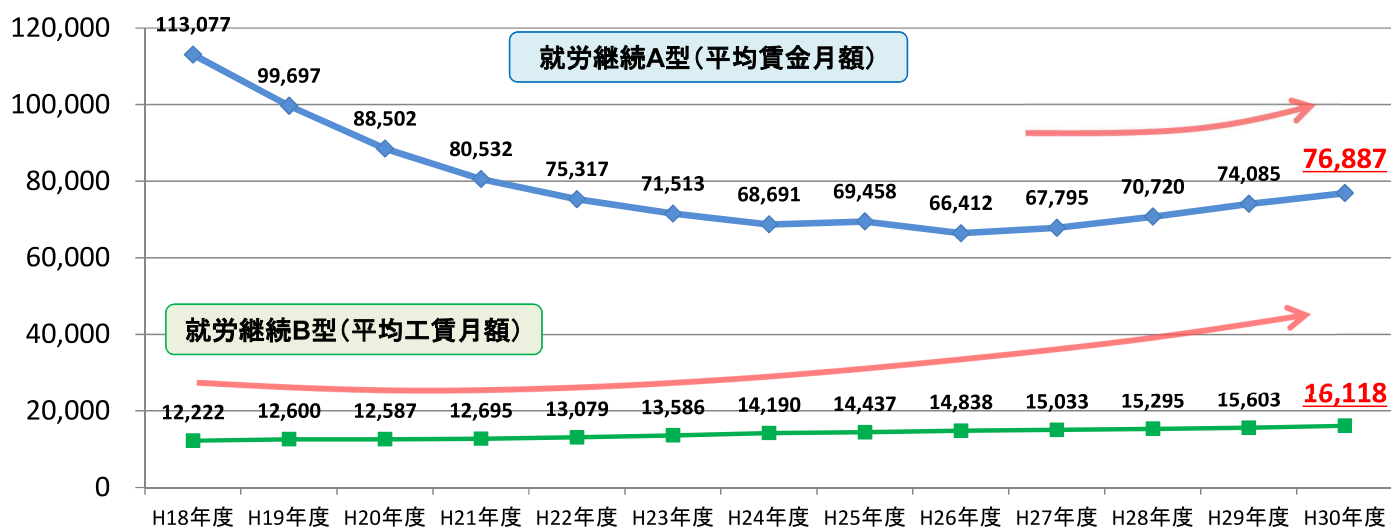
○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主・団体に対して、費用の3/4を助成

- ・ 通勤援助者の委嘱（上限額:1回2千円及び交通費計3万円、支給期間:1月間）
- ・ 駐車場の賃借（上限額:障害者1人につき月5万円、支給期間:10年間）等

- 就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、**近年は増加傾向**。
○ 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、**平成20年度以降、毎年増加**（H18→H30 31.9%増）。

令和元年11月25日現在



(※)平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額の比較（平成29年度、平成30年度）

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	70,489	73,204	103.9%
青森県	62,496	63,777	102.0%
岩手県	75,144	79,343	105.6%
宮城県	71,476	73,738	103.2%
秋田県	64,167	69,736	108.7%
山形県	72,994	75,615	103.6%
福島県	69,917	74,823	107.0%
茨城県	82,361	79,553	96.6%
栃木県	66,095	68,179	103.2%
群馬県	66,511	68,442	102.9%
埼玉県	70,379	72,909	103.6%
千葉県	69,372	69,465	100.1%
東京都	90,407	94,429	104.4%
神奈川県	78,869	80,508	102.1%
新潟県	67,220	70,520	104.9%
富山県	61,412	65,696	107.0%
石川県	67,889	70,175	103.4%
福井県	79,910	82,891	103.7%
山梨県	66,261	69,775	105.3%
長野県	85,874	87,271	101.6%
岐阜県	70,600	72,522	102.7%
静岡県	71,575	77,663	108.5%
愛知県	76,269	79,065	103.7%
三重県	72,171	72,959	101.1%

※ 就労継続支援A型事業所の平均

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
滋賀県	84,750	84,006	99.1%
京都府	88,148	90,025	102.1%
大阪府	76,493	78,855	103.1%
兵庫県	80,347	84,358	105.0%
奈良県	72,434	75,131	103.7%
和歌山県	89,939	93,415	103.9%
鳥取県	82,659	87,756	106.2%
島根県	84,631	88,312	104.3%
岡山県	75,096	78,548	104.6%
広島県	84,549	93,182	110.2%
山口県	77,583	79,478	102.4%
徳島県	66,218	69,525	105.0%
香川県	69,712	73,936	106.1%
愛媛県	66,058	68,580	103.8%
高知県	88,205	88,488	100.3%
福岡県	69,771	73,264	105.0%
佐賀県	82,547	83,766	101.5%
長崎県	82,339	85,967	104.4%
熊本県	69,621	72,271	103.8%
大分県	78,807	81,467	103.4%
宮崎県	61,392	62,776	102.3%
鹿児島県	66,547	69,722	104.8%
沖縄県	63,769	67,135	105.3%
全国平均	74,085	76,887	103.8%

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

(円/月額)

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較（平成29年度、平成30年度）

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率	都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	18,810	18,966	100.8%	滋賀県	18,156	18,722	103.1%
青森県	13,559	14,136	104.3%	京都府	16,724	16,034	95.9%
岩手県	18,982	19,363	102.0%	大阪府	11,575	12,009	103.8%
宮城県	17,862	17,490	97.9%	兵庫県	14,041	14,420	102.7%
秋田県	15,169	14,869	98.0%	奈良県	15,206	16,058	105.6%
山形県	11,016	11,651	105.8%	和歌山県	16,565	16,433	99.2%
福島県	14,602	14,758	101.1%	鳥取県	18,312	19,511	106.5%
茨城県	13,198	14,144	107.2%	島根県	19,133	19,672	102.8%
栃木県	16,612	16,949	102.0%	岡山県	14,160	14,741	104.1%
群馬県	17,139	17,662	103.1%	広島県	16,038	16,754	104.5%
埼玉県	14,517	14,530	100.1%	山口県	17,289	18,533	107.2%
千葉県	14,308	15,013	104.9%	徳島県	21,465	22,235	103.6%
東京都	15,752	16,078	102.1%	香川県	15,445	16,377	106.0%
神奈川県	14,047	14,696	104.6%	愛媛県	16,264	16,454	101.2%
新潟県	14,472	15,189	105.0%	高知県	19,694	19,889	101.0%
富山県	15,645	15,881	101.5%	福岡県	13,841	14,643	105.8%
石川県	16,552	17,175	103.8%	佐賀県	18,419	18,912	102.7%
福井県	22,312	21,829	97.8%	長崎県	16,389	16,759	102.3%
山梨県	15,741	16,665	105.9%	熊本県	14,490	15,100	104.2%
長野県	15,787	16,130	102.2%	大分県	17,101	17,977	105.1%
岐阜県	14,010	15,340	109.5%	宮崎県	18,585	19,218	103.4%
静岡県	15,675	16,285	103.9%	鹿児島県	16,174	16,438	101.6%
愛知県	15,297	16,738	109.4%	沖縄県	14,940	15,779	105.6%
三重県	14,915	15,561	104.3%	全国平均	15,603	16,118	103.3%

※ 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査（厚生労働省調べ）

（円／月額）

全国就労継続支援事業所における平均賃金・工賃月額上位10事業所（平成30年度）

就労継続支援A型 平均賃金月額TOP10

順位	都道府県	事業所	平成30年度対象者延べ人数	平成30年度平均賃金月額	(参考)平成29年度対象者延べ人数	(参考)平成29年度平均賃金月額
1	東京都	社会福祉法人東京コロニー 東京都葛飾福祉工場	413	309,821	438	296,985
2	東京都	社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場	293	285,011	280	264,844
3	京都府	社会福祉法人太陽の家 京都太陽の家 ワークセンター	783	218,149	801	203,852
4	茨城県	社会福祉法人自立奉社会 茨城福祉工場	750	212,623	858	215,847
5	東京都	社会福祉法人東京コロニー コロニー東村山	141	201,587	132	202,785
6	愛知県	社会福祉法人こじま福祉会 こじまキャンパス	345	196,046	353	190,315
7	広島県	社会福祉法人清風会 みつや工場	858	194,475	850	194,966
8	和歌山県	社会福祉法人スミヤ 和佐福祉工場	285	193,920	285	189,888
9	広島県	社会福祉法人清風会 吉田工場	474	193,792	450	191,157
10	和歌山県	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター 琴の浦福祉工場	405	187,670	390	191,975

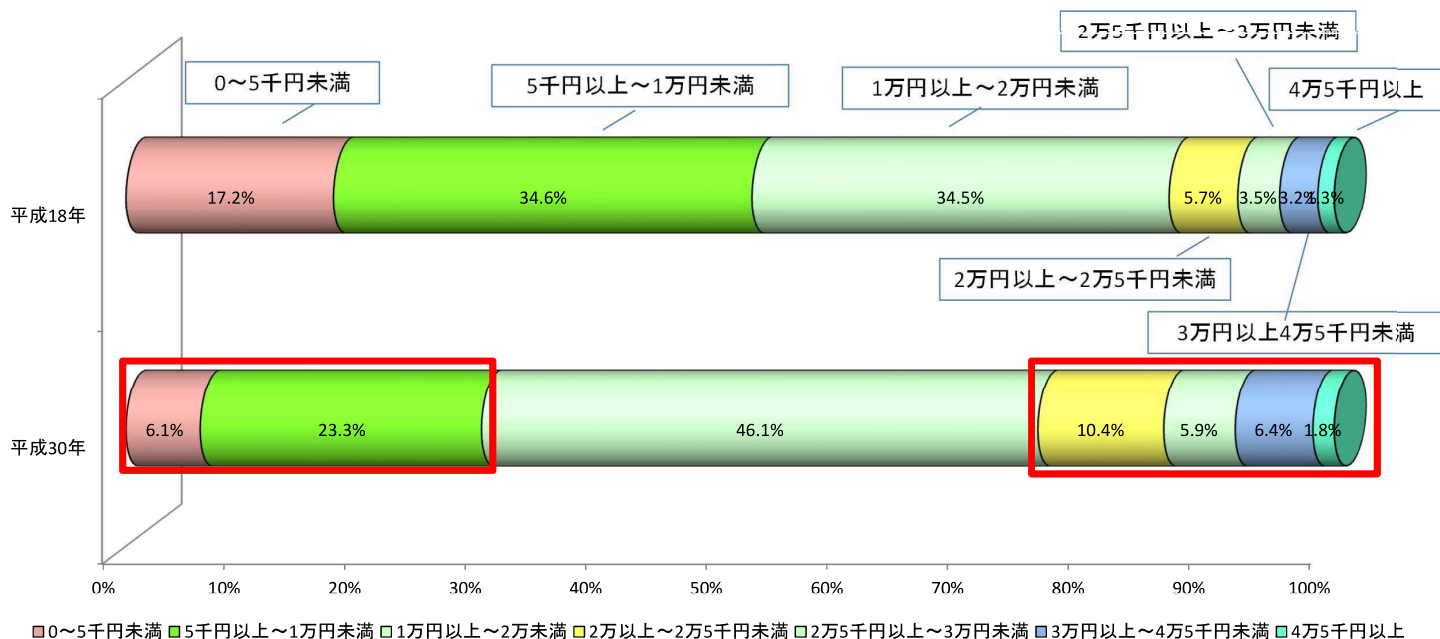
就労継続支援B型 平均工賃月額TOP10

順位	都道府県	事業所	平成30年度対象者延べ人数	平成30年度平均工賃月額	(参考)平成29年度対象者延べ人数	(参考)平成29年度平均工賃月額
1	東京都	社会福祉法人 武蔵野千川福祉会 チャレンジャー	357	102,701	364	98,629
2	兵庫県	社会福祉法人一羊会 すずかけ労働センター	353	95,490	339	96,113
3	愛知県	社会福祉法人AJU自立の家 わだちコンピュータハウス	197	92,003	165	99,010
4	埼玉県	社会福祉法人 日本失明者協会 盲人ホームあさひ園	176	85,739	177	90,311
5	東京都	社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター 東京ワークショップ	416	85,599	430	106,473
6	岩手県	社会福祉法人岩手視覚障害者福祉協会就労継続支援B型事業所 岩手マッサージセンター	132	85,023	135	92,643
7	北海道	株式会社 きむらクリーニング 多機能型事業所ぶりと	288	84,620	257	84,433
8	福井県	社会福祉法人 北日野こもれび会 びーぶるファン	286	81,237	255	80,578
9	神奈川県	株式会社ジャパン Bluebee-Dream	180	80,446	0	0
10	北海道	社会福祉法人 江差福祉会 あすなるバン	584	77,449	600	83,333

（注）平成30年度対象者延べ人数が120人以上の事業所を対象としている

就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は全体の24.5%に増加。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は、全体の29.4%に減少。



【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型事業所における経営改善の取組の周知

多くの就労継続支援A型事業所において、生産活動収入で賃金を支払われない現状

就労継続支援A型事業所の経営改善事例(平成29年度に経営改善計画を提出したが、年度中に **生産活動収支 ≥ 賃金** を達成した20事業所)を取材、好事例集を作成、都道府県に周知した。
(2019年)

(平成30年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」)



【事例】「ラポラーレ登米」(社福)ふれあいの里(宮城県登米市)

主な作業内容: **クリーニング** 利用者数 18名/定員18名 身体6名、知的6名、精神5名、発達1名

before

平成28年度	
生産活動収支	約1510万円
利用者賃金	約1818万円
経営赤字 給付費で補填	

経営改善計画の策定



ロットの小さい仕事も積極的に受注し
大口注文につなげる。ホームクリーニング
の仕事を受注する **販路拡大**

工程細分化して特性にあった業務提供、
資格取得を奨励して手当を支給。

モチベーションUP



After

平成30年度	
生産活動収支	約2611万円
利用者賃金	約1972万円
経営黒字 給付費補填なし	

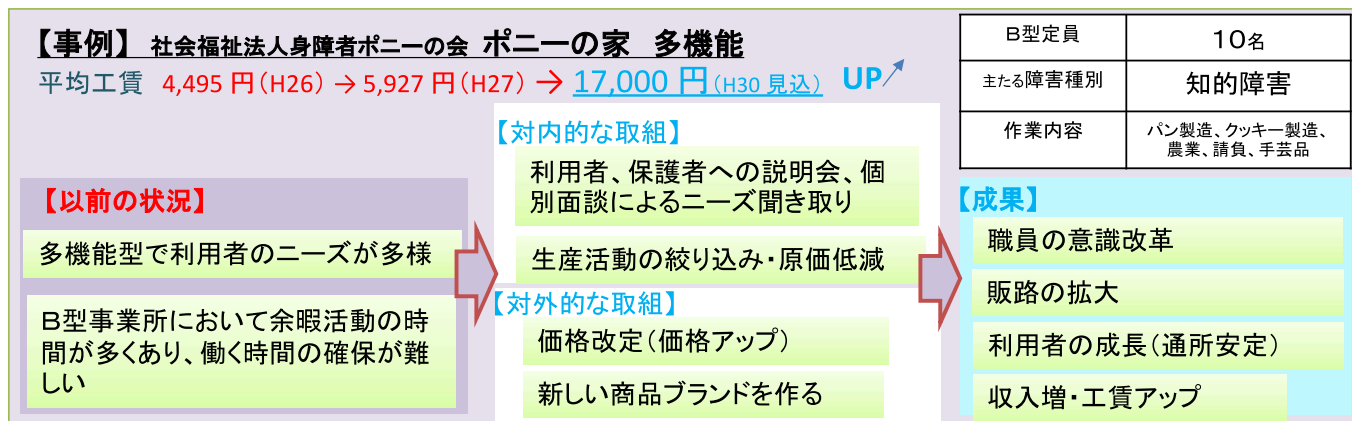
【出典】平成30年度障害者総合福祉推進事業
「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」

就労継続支援 B 型事業所における工賃向上の取組の周知

就労継続支援B型事業所において、工賃向上の取組が進まない事業所が見られる

就労継続支援事業所において工賃倍増、生産活動収入が増加したなど、実際に**工賃の倍増等につながった実事例**を収集、整理し、**好事例集**を作成、周知した。(2019年)

(平成30年度厚生労働省委託事業「就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に関する事例集&ワークブック」)



【出典】平成30年度厚生労働省委託事業「就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に関する事例集&ワークブック」

市区町村の調達方針作成状況(平成30年度)

※平成31年3月31日時点

	対象市区町村	策定済み市区町村	未策定市区町村	策定割合
全国計	1,741	1,674	67	96.2%
北海道	179	145	34	81.0%
青森県	40	40	0	100.0%
岩手県	33	32	1	97.0%
宮城県	35	33	2	94.3%
秋田県	25	25	0	100.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	53	6	89.8%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	35	0	100.0%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	54	0	100.0%
東京都	62	57	5	91.9%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	28	2	93.3%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%

	対象市区町村	策定済み市区町村	未策定市区町村	策定割合
三重県	29	29	0	100.0%
滋賀県	19	16	3	84.2%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	39	2	95.1%
奈良県	39	39	0	100.0%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	18	1	94.7%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	33	1	97.1%
福岡県	60	60	0	100.0%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	45	0	100.0%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	25	1	96.2%
鹿児島県	43	40	3	93.0%
沖縄県	41	36	5	87.8%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)
 ※市町村には特別区を含む。

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

(平成25年度(法施行後)から平成30年度までの障害者就労施設等からの調達実績)

○ 調達実績は、全体の合計額について、法施行後、5年連続で増加。

(令和元年10月24日現在)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	2,628	5. 6億円	4,491	6. 38億円	4,878	6. 44億円	5,769	8. 17億円	5,876	8. 56億円	6,069	8. 85億円	193	+0. 30億円
独立行政法人等	3,062	6. 9億円	4,474	8. 24億円	5,052	9. 96億円	5,819	10. 40億円	6,847	13. 15億円	6,866	13. 56億円	19	+0. 41億円
都道府県	14,596	21. 4億円	18,368	25. 91億円	21,537	26. 71億円	23,640	25. 16億円	24,814	27. 51億円	26,320	24. 77億円	1,506	-2. 74億円
市町村	43,481	86. 6億円	57,974	106. 05億円	68,613	110. 57億円	79,861	123. 85億円	95,286	124. 85億円	91,447	128. 26億円	-3,839	+3. 41億円
地方独立行政法人	1,150	2. 5億円	3,751	4. 67億円	2,783	3. 55億円	2,001	3. 57億円	2,213	3. 90億円	9,649	2. 96億円	7,436	-0. 94億円
合 計	64,917	123. 0億円	89,058	151. 25億円	102,863	157. 23億円	117,090	171. 15億円	135,036	177. 93億円	140,351	178. 41億円	5,315	+0. 48億円

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

(単位：千円)

	(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較			(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	606	140,834	697	116,176	91	▲24,657	滋賀県	547	27,217	554	31,989	7	4,772
青森県	206	48,113	209	47,005	3	▲1,109	京都府	174	47,739	170	52,910	▲4	5,171
岩手県	283	15,887	352	21,901	69	6,014	大阪府	631	170,606	729	172,245	98	1,639
宮城県	463	18,888	411	17,632	▲52	▲1,256	兵庫県	656	39,706	696	41,428	40	1,722
秋田県	18	11,809	24	9,511	6	▲2,298	奈良県	118	22,876	127	26,577	9	3,700
山形県	495	17,951	511	20,902	16	2,951	和歌山県	91	29,769	113	35,327	22	5,559
福島県	170	29,983	183	27,633	13	▲2,350	鳥取県	1,106	23,802	800	18,216	▲306	▲5,587
茨城県	460	21,616	448	24,134	▲12	2,518	島根県	500	31,989	613	37,339	113	5,350
栃木県	487	26,445	439	19,204	▲48	▲7,241	岡山県	347	18,731	324	20,127	▲23	1,397
群馬県	1,410	41,366	1,384	37,762	▲26	▲3,604	広島県	1,132	32,857	1,127	42,623	▲5	9,766
埼玉県	646	99,385	604	96,519	▲42	▲2,867	山口県	195	16,235	214	20,884	19	4,650
千葉県	272	20,944	195	14,884	▲77	▲6,061	徳島県	538	49,724	671	63,123	133	13,399
東京都	1,120	906,574	1,114	522,228	▲6	▲384,346	香川県	252	8,447	250	10,802	▲2	2,356
神奈川県	526	77,713	1,059	87,356	533	9,643	愛媛県	116	14,823	270	24,817	154	9,993
新潟県	1,287	49,472	1,100	42,193	▲187	▲7,278	高知県	1,395	39,058	1,233	35,242	▲162	▲3,816
富山県	937	8,350	1,007	11,600	70	3,250	福岡県	714	119,358	1,026	141,677	312	22,319
石川県	158	11,484	147	11,588	▲11	103	佐賀県	811	44,087	1,047	40,680	236	▲3,408
福井県	305	31,955	259	28,280	▲46	▲3,675	長崎県	169	17,463	152	27,864	▲17	10,402
山梨県	143	12,395	157	16,378	14	3,983	熊本県	235	24,955	298	32,598	63	7,643
長野県	563	31,769	591	35,671	28	3,902	大分県	456	47,057	528	66,872	72	19,814
岐阜県	310	31,953	347	38,568	37	6,614	宮崎県	127	105,567	106	102,745	▲21	▲2,822
静岡県	528	53,944	770	63,534	242	9,590	鹿児島県	2,293	14,863	2,535	22,038	242	7,175
愛知県	237	11,786	230	13,109	▲7	1,324	沖縄県	104	54,792	73	50,643	▲31	▲4,149
三重県	477	29,115	426	34,584	▲51	5,470	合 計	24,814	2,751,452	26,320	2,477,118	1,506	▲274,334

(令和元年10月24日現在)

市町村による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

(単位：千円)

	(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較			(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	10,684	1,041,441	11,553	1,095,595	869	54,154	滋賀県	640	82,187	619	85,982	▲ 21	3,795
青森県	940	113,479	944	124,686	4	11,207	京都府	1,104	409,169	1,301	418,281	197	9,112
岩手県	1,084	61,475	1,113	64,342	29	2,867	大阪府	2,651	708,039	2,770	722,924	119	14,886
宮城県	5,693	133,535	5,754	145,663	61	12,128	兵庫県	1,772	1,092,959	1,457	933,040	▲ 315	▲159,919
秋田県	497	53,437	332	64,381	▲ 165	10,944	奈良県	478	57,391	390	60,700	▲ 88	3,309
山形県	1,195	52,124	1,245	50,389	50	▲1,735	和歌山県	522	120,843	832	114,476	310	▲6,367
福島県	952	48,269	5,136	64,297	4,184	16,028	鳥取県	847	81,880	813	85,500	▲ 34	3,620
茨城県	442	95,452	412	96,211	▲ 30	759	島根県	763	78,490	1,283	83,084	520	4,594
栃木県	672	59,296	838	62,563	166	3,267	岡山県	1,854	149,107	1,877	153,095	23	3,988
群馬県	1,371	178,101	1,519	177,811	148	▲290	広島県	627	212,545	676	220,883	49	8,338
埼玉県	1,007	468,021	1,180	482,823	173	14,802	山口県	760	156,216	779	170,738	19	14,522
千葉県	872	132,925	1,158	134,013	286	1,088	徳島県	632	36,932	667	40,909	35	3,977
東京都	6,160	2,540,328	6,832	2,665,222	672	124,894	香川県	879	67,190	985	54,058	106	▲13,132
神奈川県	1,863	349,821	1,839	393,338	▲ 24	43,517	愛媛県	587	56,616	553	56,186	▲ 34	▲431
新潟県	2,524	306,640	3,091	328,294	567	21,654	高知県	779	110,133	808	113,997	29	3,863
富山県	275	46,093	341	56,411	66	10,318	福岡県	2,439	644,886	8,377	673,769	5,938	28,883
石川県	677	73,892	599	82,641	▲ 78	8,749	佐賀県	413	85,161	488	92,003	75	6,842
福井県	678	130,714	553	138,721	▲ 125	8,007	長崎県	4,543	192,406	837	225,319	▲ 3,706	32,913
山梨県	424	24,360	531	27,267	107	2,907	熊本県	1,356	178,414	1,319	112,083	▲ 37	▲66,331
長野県	11,041	112,320	3,550	122,509	▲ 7,491	10,189	大分県	748	207,252	747	210,588	▲ 1	3,336
岐阜県	2,153	119,750	1,327	126,100	▲ 826	6,349	宮崎県	370	51,101	370	54,408	0	3,308
静岡県	9,372	236,751	2,132	240,799	▲ 7,240	4,048	鹿児島県	593	122,922	351	153,560	▲ 242	30,638
愛知県	8,071	911,498	9,375	930,783	1,304	19,285	沖縄県	742	235,709	1,157	247,482	415	11,773
三重県	540	57,694	637	68,349	97	10,655	合計	95,286	12,484,966	91,447	12,826,274	▲ 3,839	341,308

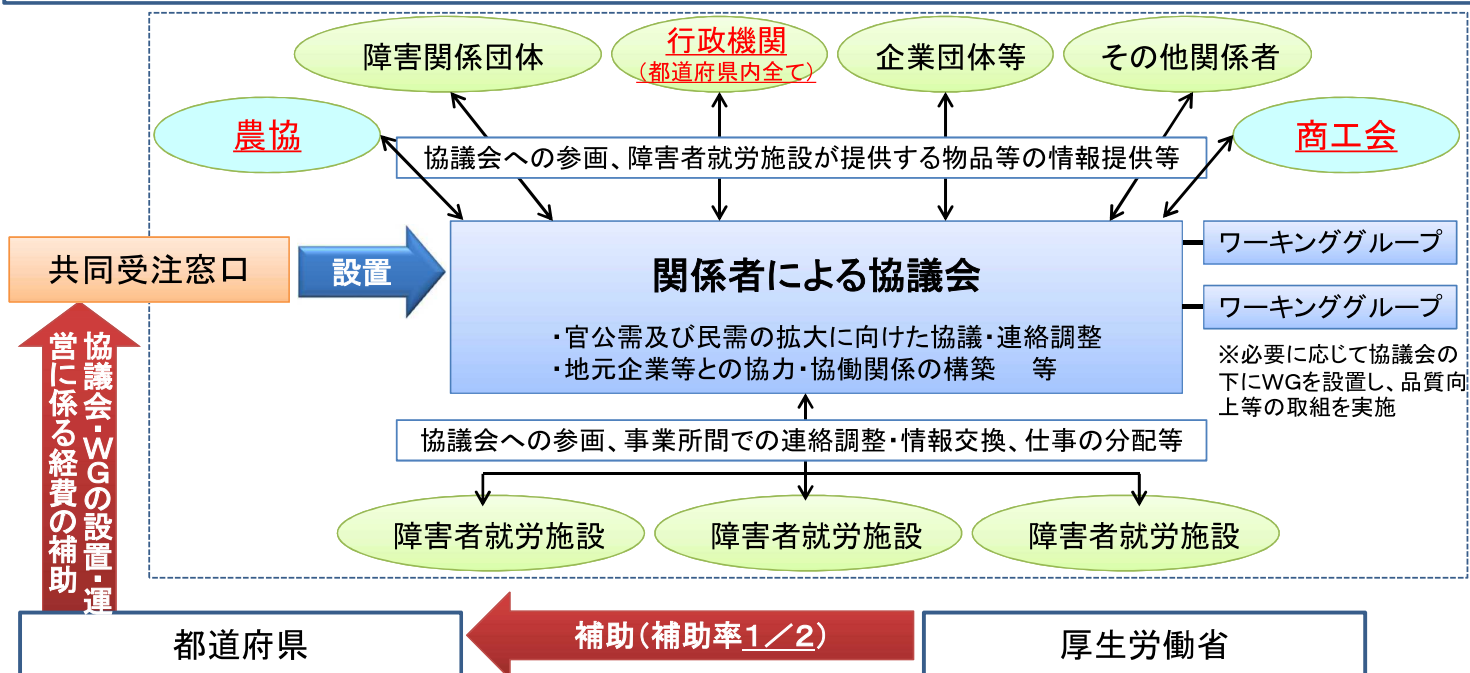
(令和元年10月24日現在)

見直し

共同受注窓口の機能強化事業

令和元年度予算額 24,442千円	→	令和2年度予算案 52,217千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +27,775千円
----------------------	---	--------------------------------------	---------------------

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。
- 併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。



障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組

厚生労働省では、障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するため、以下を実施。

- 厚生労働省ホームページにおいて以下を周知
 - 各省庁の取組事例、障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（平成26年度から実施）
 - 都道府県、市町村における取組事例（平成28年度から実施）
 - 調達方針の未作成市町村名の公表（平成28年度から実施）
- 30年度からは、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、次の取組を実施
 - 市町村ごとの調達実績額（平成29年度分）の公表 ※国、都道府県の調達実績額は26年度（25年度分）から実施済
 - 国、都道府県、市町村等の担当・連絡先の公表
 - 各省庁における調達方針及び調達方針に定める目標一覧の公表
 - 都道府県が把握している、対象となる全国の共同受注窓口一覧の公表
 - 各機関において創意・工夫等している取組事例の公表

※ 平成31年3、4月、各府省庁及び都道府県・政令市・中核市に対して、取組事例の提供に併せ、更なる取組推進を改めて依頼する通知を発出
- **新規** 今年度は新たに各府省と障害者就労施設等を「橋渡し」する取組（「障害者優先調達情報交換会」）を実施（令和元年10月28日（於：厚生労働省講堂））【別紙（次頁）】

【参考1】 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（抄）（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

（3）障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

イ 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。
- ・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

【参考2】 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について（抄）

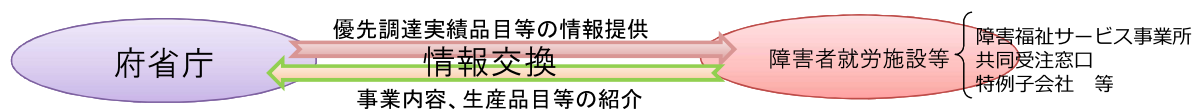
（平成31年3月19日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

1. 障害者の採用・定着支援等について

（7）障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る。

障害者優先調達情報交換会の開催（令和元年10月28日）

○ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、初めての取組として、各府省庁と障害者就労施設等との「橋渡し」を目的に、府省庁の調達担当者と障害者就労施設等の担当者を集めた情報交換会を開催



第1部 障害者優先調達推進法の趣旨等の説明（厚生労働省）

第2部 各府省庁会計担当者と障害者就労施設等担当者の優先調達に向けた情報交換

（各府省庁） 23府省庁72名
（各障害者就労施設等） 84名
合計156名 参加



情報交換の様子（於：厚生労働省講堂）

【参加者の声】

「共同受注窓口相談すれば、これまで発注できないと思っていた業務も発注できる見込みがあるとわかり、参考になりました」（府省庁）
「実際に障害者事業所の方と話すことができ、幅広く対応できる業務が分かり次回見積もりを依頼しようと思った」（府省庁）
「印刷関係の受注が多いということを知り、参考になった」（障害者就労施設等）
「地域別に開催してもらえると大変嬉しく思います。次回もこのような機会を設けていただけるとありがたいです」（障害者就労施設等）

構成

主査：厚生労働審議官 **副主査**：職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項（現段階のイメージ）

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき（目指すべき）姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

開催状況 ※1

第1回	令和元年7月25日	議事：(1)今後の検討の進め方について (2)その他
第2回	令和元年8月7日	議事：(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
第3回	令和元年10月2日	議事：関係者ヒアリング①（社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏（重度障害者の就労支援について））
第4回	令和元年10月7日	議事：関係者ヒアリング②（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏（海外事例について））
第5回	令和元年10月18日	議事：(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
第6回	令和元年11月12日	議事：関係者ヒアリング③（公益社団法人全国背髄損傷者連合会（代表理事 大濱 眞氏）、一般社団法人日本ALS協会（会長 嶋守 恵之氏）（通勤支援や職場等における支援等の在り方について））
第7回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング④（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合（会長 竹下義樹氏）（同上））
第8回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング⑤（社会福祉法人日本身体障害者団体連合会（会長 阿部一彦氏）（同上））
第9回	令和元年12月13日	議事：関係者ヒアリング⑥（一般社団法人日本経済団体連合会（労働政策本部長 正木義久氏）、日本労働組合総連合会（総合労働局長 仁平章氏）（同上））
第10回	令和元年12月24日	議事：(1)教育分野との連携について ※2 (2)その他 ※文部科学省との意見交換
第11回	令和2年2月3日	議事：(1)今後の障害者就労支援施策について (2)その他

※1 PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

※2 教育分野との連携については、PTのもと、両省担当者間で引き続き検討を進める予定

参考

主な検討の視点

		<備考>
○ 雇用率制度の在り方について		
・ 法定雇用率の段階的な引上げに関する検討（引上げ幅・時期）		
・ 対象障害者の範囲について（就労能力の判定の仕組み等／手帳所持者以外の支援の在り方／週10時間未満労働者の取扱い）		・ J E E D 調査 (令和元年度とりまとめ)
・ 雇用率制度における就労継続支援A型事業所の利用者の評価		・ 雇用福祉連携PT
・ 精神障害者である短時間労働者に関するカウントの特例について		・ J E E D 調査 (令和3年度とりまとめ)
・ 中高年齢層等、長期継続雇用の評価について		
・ 除外率制度について		・ J E E D 調査 (令和2年秋中間とりまとめ)
○ 納付金制度の在り方について		
・ 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者納付金制度の適用範囲の拡大		
・ 大企業及び就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の在り方		・ 雇用福祉連携PT
・ 障害者雇用納付金財政の調整機能について		
○ その他		
・ 差別禁止及び合理的配慮の提供の実施状況の把握について	}	・ J E E D 調査 (令和2年秋中間とりまとめ)
・ 短時間勤務制度の措置の検討		
・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保について		・ 雇用福祉連携PT
・ 通勤支援、職場における支援の検討		・ 雇用福祉連携PT
・ 障害者の就労支援全体の在るべき（目指すべき）姿、地域の就労支援機関の連携の強化		・ 雇用福祉連携PT
・ 教育との連携、雇用・年金・福祉等の諸制度間の連携		・ 雇用福祉連携PT
・ 公務部門における障害者雇用の促進		
・ 中小企業における障害者雇用の促進		

第95回労働政策審議会障害者雇用分科会（令和2年2月14日）資料3-1